

## 全員協議会次第

平成30年2月20日  
全員協議会室 9:30～

### 1. 開 会 (9:30)

齊藤事務局長

### 2. 挨拶

抜井議長

### 3. 協議事項

- 1) 三芳町第6次行政改革大綱(案)について
- 2) 第二保育所民営化について
- 3) 一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する平成30年度当初予算について
- 4) 平成30年度三芳町中学生海外派遣事業について

### 4. 報告事項

- 1) 厚生文教常任委員会
- 2) 議会広報広聴常任委員会
- 3) 議会運営委員会
- 4) 政策検討会議

### 5. その他

### 6. 閉 会 (15:02)

井田副議長

平成30年2月20日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	岩城桂子
議員	安澤豊	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	細谷三男
議員	菊地浩二	議員	内藤美佐子
議員	山口正史		
議長	抜井尚男	副議長	井田和宏

欠席議員

なし

説明者

政策推進室長	百富由美香	政策推進室副長	島田高志
政策推進室政策担当主幹	富田篤	政策推進室政策担当主事	細野良太
こども支援課長	山崎俊江	こども支援課副長	郡司道行
こども支援課保育担当主幹	平野健太郎	環境課長	早川和男
環境課副長	小川智東	教育委員会学校教学課長 兼学校長	佐藤和秀
秘書広報室長	佐久間文乃		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） 定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

（午前 9時30分）

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、定例の全員協議会ということで、早朝より皆様方におかれましては、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。立春も過ぎて、もう2月後半でございます。少しずつではありますが、春が近づいてきているのかなと。ご存じの方いらっしゃると思いますけれども、駐車場を出た正面の大東ガスさんのあれは梅になるのですか、赤いきれいな花が今満開で咲いております。3月に入るとだんだん、だんだん暖かい日も多くなっていくかなというふうに思っております。春までもう少しというところだというふうに思います。

本日は、多くの案件も上がっておりますので、スピーディーに進めさせていただきたいというふうに思っております。3月1日からは定例会が始まりますので、またきょうは通告の最終日、締め切りということで、議員各位におかれましては一般質問の通告書の提出をよろしくをお願いいたします。とはいえまだまだ寒い日が続きます。寒暖の差も非常に激しくなっておりますので、どうかご自愛をいただきながら、皆様方におかれましてはご活躍いただけますことをご祈念をさせていただきまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

---

◎三芳町第6次行政改革大綱（案）について

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、早速協議事項に入らせていただきます。

本日の協議事項、まず1番項は、三芳町第6次行政改革大綱（案）についてでございますが、こちらのほうは政策推進室、最初室長でよろしいですか。

では、室長、よろしくお願いいたします。

○政策推進室長（百富由美香君） 改めまして、皆様おはようございます。政策推進室長の百富でございます。本日は、担当者含めて 副室長の島田、それから主幹の富田、それから担当の細野、4名で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。それでは、座ってお話をさせていただきます。

三芳町第6次行政改革大綱の策定を今進めておまして、その素案について本日はご説明をさせていただきます。町の行政改革については、皆様ご承知のとおり、1985年以降、大綱を策定しまして、長く取り組んできております。特に財政硬直化宣言以降は、住民の皆様や議員の皆様にも多くのご協力をいただき取り組

んできたところでございます。現在、平成27年からスタートしております第5次の行革大綱が、今年度、29年度で終了となります。この29年度は、6次大綱の策定に向けまして準備を進めてまいりました。将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、健全な行政運営を推進し、よりよい住民サービスの提供に努めていくためにも引き続き行政改革に取り組んでまいります。

この6次大綱の素案策定の流れにつきましては、お手元にあります三芳町第6次行政改革大綱策定の経緯の資料にあるとおりでございます。住民や有識者、町内企業経営者等による行政改革懇談会の意見聴取、また役場庁内の町長を本部長にしました関連課長による行政改革推進本部、また各課の担当者による策定部会を開催して、各段階において議論を重ねてまいりました。また、その素案につきましては、ことしの1月16日から2月14日までの間1カ月間、パブリックコメントにより広く住民等のご意見の募集をしてまいりました。そのため、この素案につきましては既に公表しているところですので、ご確認いただいている議員の皆様もいらっしゃることと思いますが、本日、担当から簡単にご説明をさせていただきまして、期限が今月いっぱいとはなってしまいますけれども、もし議員の皆様からもご意見等何かございましたら、ぜひ政策推進室までお願いしたいと思っております。

それでは、6次の大綱の素案につきまして、担当の細野よりご説明を申し上げます。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室政策推進担当主事、よろしいですか。

○政策推進室政策推進担当主事（細野良太君） それでは、私、政策推進室、細野のほうから三芳町第6次行政改革大綱（案）の内容について説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページ目をごらんください。初めに、1番、三芳町の現状と課題を掲載しております。皆様ご案内のことと思いますが、三芳町のほうで税収の伸び悩みですとか経常経費の増加によりまして、財政の硬直化をしているところがございます。また、今後も公共施設の老朽化への対応ですとか、住民の価値観の多様化、高度化による行政需要がさらに増すものと考えられまして、より一層の財源確保や職員の工夫が必要な状況となっております。ほかにも平成27年には総務大臣通知がありました。また、国のほうでは働き方改革、あるいは同一労働、同一賃金などの議論が進んでおるところでございます。そういった状況に留意しまして、行政改革に取り組む必要があるところがございます。

続いて、2番としまして大綱の狙いと位置づけとして、この大綱を全職員が一丸となって進めていく必要があるところがございます。また、本大綱が第5次総合計画の中では、緊急重点プロジェクトとして位置しております行財政基盤強化プロジェクトに関する計画でございます。本大綱に取り組むことによりまして町の財政基盤を強化し、第5次総合計画における各重点プロジェクトを筆頭としたよりよいまちづくりに向けた取り組みに資することになるといった目的を据えておるところでございます。

続いて、3番目としてこれまでの取り組みと成果を掲載しております。行政改革を進めてきた中で、特に脱財政硬直化宣言あるいは第5次行政改革大綱を経て本大綱策定をしておるところですが、前大綱の達成見込みでは積み残す課題もございますので、引き続き取り組む必要があるものについては継続して実施しまして、明確な数値目標を定めて新しい視点を取り込みながら実行していくものが本大綱であるというところがございます。

続いてのページへ参ります。3ページ目、4番として基本方針を掲載しております。こちらでは、達成指標を引き続き設けながら3つの方針を掲げさせていただきました。1つ目に、歳入増進、歳出削減による財

務指標の即効的改善ということでございまして、新たな財源の確保ですとか長期にわたる経常一般財源を確保する取り組みを進めていくというところでございます。

続いて、4ページ目のところになりますが、2番目として長期視点での歳出抑制ということでございまして、例えば公共施設マネジメント計画に基づいた公共施設の延べ面積減ですとか、社会保障費を抑制するための町民の健康増進策を拡大するなど短期的な歳出減だけではなくて、将来的に歳出減に貢献する事業実施に努めるものでございます。

3番目といたしまして、よりよいサービスの提供に向けた意識改革ということでございまして、職員数を減らしておる中で、より新しく、よりよいサービスに切りかえていくための意識を職員一人一人が持つよう進めて行く方針でございます。

続いて、5番目、計画期間につきましては、第5次行政改革大綱と同様に3年間の計画ということで、2018年度から2020年度、和暦でいうと平成30年度から平成32年度までということになっております。

6番の数値目標としては、本大綱の最終年度に当たります2020年度に経常収支比率94.5%以下を目指すものでございます。これは財政健全化を目指すものでありまして、第5次総合計画の目標に合わせまして設定しておるものでございます。

ページめぐりまして5ページ目、こちら7番ということで、推進方法と体制について記載しております。本大綱は、町長を本部長とする行政改革推進本部によって策定されるものでございまして、本部長が本大綱の実行を各所管課長に指示するところでございます。また、定期的にヒアリング及び照会を行いまして、行革推進本部並びに行政改革懇談会に進捗状況を報告し、意見を聴取していくものとなっております。特にアクションプランを設けることとなっておりまして、これについては後ほどお話をさせていただきますが、情勢の変化に臨機応変に対応しながら、毎年アクションプランを改善していくものでございます。

続いての6ページ目には、8番、大綱とアクションプランということで掲載しております。大きく8つの項目を設定させていただきまして、それぞれの年度の実施内容、実施期限及び責任課をアクションプランの中で定めてまいります。具体的には現在作成中でございまして、担当課と打ち合わせて決定をまいります。項目は方針ごとに分類されておりまして、基本方針1にそぐう形として企業誘致・留置の促進を初めとした歳入の確保、あるいは扶助費と受益者負担の適正化の2点を上げております。

基本方針2にそぐうものとしては、健全な財政運営の推進、あるいは7ページ目に行きまして公共施設マネジメント計画等公共施設の活用の適正化、住民の健康増進による社会保障費の抑制といった3点を上げております。

また、基本方針3に則すものとしたしましては、民間活力の活用等によるアウトソーシングの推進、あるいは次のページに行きましてわかりやすく利用しやすい行政に向けたスリム化、人材育成と働き方改革といった3点、合計で8の項目を上げております。細かい内容といたしましては、第5次行政改革大綱を引き継いだ部分が多いところでございますが、総務省からの通知ですとか、あるいはいろいろな時世を反映した大綱となっております。現在は、ほかにこれをもう少しわかりやすくかみ砕いた概要版を付した形で策定する予定でございます。室長の百富からもお話がありましたが、内容についてご意見等ございます場合には、2月中に政策推進室までご意見をいただければと思います。

大綱の中身の説明としては、以上でございます。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。室長いいですか。

以上が政策推進室さんからの第6次の行政改革大綱（案）についての説明でございます。皆様方から何かご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

先ほど総務大臣の通達、通知ということがあるということで、ここにも1点記されておりますけれども、大体何点ぐらいそういった通知が来ているのか件数をお尋ねします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（細野良太君） 回答させていただきます。

総務省のほうから総務大臣通知といたしまして平成27年に地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についてという通知が来ておまして、こちら大きく5つの内容が記載されておりました。1つが行政サービスのオープン化、アウトソーシング等の推進、2つ目が自治体情報システムのクラウド化、3つ目が公営企業第三セクター等の経営健全化、4番目に地方自治体の財政マネジメントの強化、5つ目にPPP、PFIの拡大といった5点について記載をされております。本大綱では、特に1番の行政サービスのオープン化、アウトソーシング等の推進に関する事項を中心に取り上げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それは多分2ページに記載されていることだと思うのですが、それ以外に何かそういった通達とかそういうのがあるのかどうかをちょっとお尋ねしたのですが、これ以外はあるのかないのか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今お話しの部分についてきちんと総務大臣から来ておまして、行政改革大綱に反映するという形でやっておりますが、それ以外にいろんな課に通知はあるかと思っておりますけれども、ここにあえて取り上げるものとしては、ほかには政策のほうで扱っているものとしては来ていない状況です。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

この中身に関しては、意見があれば後日、後でということ、それはいいのですが、第5次とかぶっていると、同じものも結構たくさんありますよね。そういう分析はされて、これをつくられているのか。同じものを文言だけまた6次でというのだったら、全く意味ないわけです。そういう分析はきちんとされているのか、それでその資料があるのかお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

毎年、効果額等を出しているところがございますが、この大綱全てについてのいろんな検証というふう

なりますと、この29年度終了し、決算が確定後にきちんとまとめを出したいというふうに思っております。今の時点でわかる、出ている範囲のところでは、もちろん5次のところでどこまでやって積み残しがあったのかということを検証しつつ、6次の大綱を策定しております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

数値の確定は多分3月いっぱいというのはわかります。ただ、これつくるとき、例えば企業誘致の促進、これも5次にも載っていたはずなのです。ただ、企業誘致の促進で実際にどういう施策を打ったのか、その結果、5次のときは3年間でどのくらいそれが達成されていたのかというのは分析をしないと、また載せたところで何も起こらないということになりかねないと思うのです。その辺の分析の資料がお持ちであって、それを提出いただけるのか確認します。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

今お話しのとおり、数字だけの効果だけでなく、どういうことをやってきたかというふうになってくると思うのですけれども、それについて6次に向けるまではきちんとヒアリングという形で各課と何度もやってきておりますけれども、まとめたものという形での資料としては今用意されておりませんので、この5次が終了後にきちんと検証していく中では、そういった資料もつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） その検証を終わった後に、これどうするかという話だと思うのですが、この第6次に関しては、もう30年の4月からスタートです。検証して、結局これは意味ないねと。やろうとしたけれども、だめだったねというのは検証して出てきたときに、ここから外すのですか。それは全然順番逆だと思うのです。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

3年間という短い期間のスパンの大綱を策定しています。それは本当にいろいろスピードがあるこの時代に合わせていくということで期間を短くしておりますので、その分検証の期間というのも大変短くて、6次大綱に対してはどういうふうに町として考えていくかというあつという間の3年間でしたので、おっしゃるご指摘の部分もあるかと思うのですけれども、町として確実に行政改革をやらなくていい状態にはなっていない。財政的にはやはり厳しい状態はいまだ続いておりますので、そういった中で大綱を引き継ぐもの、きちんと終わっていないものは引き継いで、今お話しのとおり、アクションプランという形で、そこについては本当に毎年実効性のあるものにしていくために変えられるという形で状況に合わせてやっていこうというところで考えております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず1つ目なのですが、こういう資料の中で日付で西暦と和暦が混在していると思うのですけれども、それについて町としてルールというのはないのですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

基本町としては和暦を使います。ただ、ちょっと今回の策定に関しては、平成が終了するという時期がありますので、そういった意味でわかりやすく今回するために西暦を多く用いておりますけれども、基本的には、この大綱の中では今までは和暦でやってきております。この6次に関しては西暦を使うことでちょっとわかりづらさをなくしているつもりなのですが、そういった判断でやっております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

基本的にはどっちを使っても正しいのですが、今まで和暦を使って、いきなり西暦だけのほうがよっぽどわかりにくいと思うのですが、西暦を使ったほうがわかりやすいという理由がよくわからないのです。3年ごとのやってきている中で、もう平成も30年になっているのに何でいきなり西暦がまた出てくるのか、その説明をもうちょっとしっかりしていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

平成で基本的にはこれまで記載してきておりますけれども、平成から新しい元号に変わるときというのがあって、その新しい名称というのもわからないという状況があるので、西暦を使うことで今まで総合計画も和暦の後に括弧して西暦を入れてきていましたので、西暦に統一しているということでございますので、もし皆様、和暦のほうがわかりやすいということであれば、数字の表現ですので、きちんとどちらかに統一するという形で考えていきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するにいろいろ混在しているとわかりにくいということなので、その辺は善処していただければと思います。

もう一つが、きょうの説明のタイミングなのですが、もし意見があれば2月中にということで、かなり時間的にはタイトかなとは思っています。それで実際パブリックコメントもやっている。そのパブリックコメントの前になぜ説明いただけなかったのか、このタイミングを選んだ理由を伺いたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

1月の全協のところでご説明したいというふうに想定しておりましたが、素案のきちんと確定がぎりぎりになってしまったということで2月にずらさせていただきましたが、皆様からいただく意見の期間ということが短くなってしまったかとは思いますが、パブリックコメントでは公表しておりますので、そういった中で見ていただいていることもあるかと思っておりますし、また後、きょうご説明をきちんとさせていただきますので、期間お忙しい中、申しわけありませんが、ちょっと短くなってしまいましたが、この間でご意見をいただけたらというふうに思います。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、ないようでございますので、1番は閉じさせていただきます。室長よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前 9時56分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

（午前10時02分）

---

### ◎第二保育所民営化について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、(2)番、第二保育所民営化について、こちらは最初はこども支援課長でよろしいですか。お願いします。

○こども支援課長（山崎俊江君） おはようございます。先日、議長のほうから資料請求をいただきまして、1月26日に回答いたしまして、資料として全議員さんのほうにお配りしたのについてきょうは説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。早速ですが、始めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

第二保育所民営化移管後の土地・建物の取り扱い決定の経緯と、その理由についてお話しいたします。経緯、三芳町立第二保育所を移管するに当たり、土地、建物の移管条件を確定させる必要があったことから、土地、建物それぞれに関し貸与、譲渡方式の別、また有償、無償の別について庁内会議である重要政策会議を経て決定いたしました。

会議の結果及び決定理由についてご説明します。(1)、土地について。会議結果、土地については、無償貸与とする。理由、譲渡とした場合、建物の改変等移管後の保育所運営に影響のある事態に対し、町が関与することができなくなる。このため、貸与による移管を行うこととする。有償貸与とした場合、町内民間保育園に対して町単独で補助を行っている土地借上料補助（年限月額500万円。補助率100%）の対象となるため、賃借料収入と補助金支出との相殺が生じる。また、既に町内民間保育園1カ所が町所有の土地の無償貸与により保育所運営を行っている実績があることから、無償貸与による移管を行うことといたしました。

次、建物について。会議結果、建物については、無償譲渡とする。理由、貸与とした場合、今後の施設維持管理費について引き続き町が負担していくこととなること。譲渡とした場合、移管後の保育所は、国、県による運営費支弁対象である民設民営方式となることから、今後の町負担を考慮すると譲渡することが適当であると判断した。

今回の移管に当たっては、安定的かつ継続的に保育所を運営すること並びに保育の質及びサービスの維持、向上が必須である。

有償譲渡とした場合、建物取得による事業者負担により移管後の保育所運営を圧迫する可能性がある。

一方、無償譲渡とした場合、建物取得に要する事業者負担がないため、移管後の保育所の安定した運営と保育の質及びサービス向上につながることを期待できる。

事業者の選定に当たり、参入に対するハードルを下げ、多くの応募事業者の中からより優良な事業者を選定するため、無償譲渡による移管を行うこととした。

無償譲渡により既存建物の対価を得ることはなくなるが、移管後の保育所運営に関する経費は、町が保育所運営に要する経費と比較すると裏面の試算のような結果となるため、約3年間の運営実績が得られれば、長期的な観点から町財政にとっても効果があると考えられるといたしました。

裏面には、参考として資料を載せております。建物評価については1億2,710万円、建物評価額については公有建物災害共済による火災保険の評価額を基礎といたしました。構造、鉄骨S造、延べ床面積635.5平米、平米当たり評価額20万円といたしました。

既に受けている国庫支出金ですけれども、昭和53年度の建設時に社会福祉施設等整備費といたしまして国庫負担金3,020万4,000円、県負担金1,510万2,000円、計4,530万6,000円。

平成25年度の改修時（住宅・建築物安全ストック形成補助）、国庫補助金345万4,000円。

平成25年度改修時の記載といたしまして、平成30年度未償還元金残高が1億5,894万9,000円、借り入れ期間は平成26年2月から平成40年3月まで据え置き2年、償還13年となっております。毎年度の元利均等償還額といたしまして1,732万3,000円となっております。

民営化による経常的な町の一般財源負担額の変化についてお話しします。平成28年度決算に基づく積算とさせていただきます。移管後の保育所に対する運営費及び補助金は、同規模の定員を持つ民間保育園の平成28年度の実績値を参考に試算いたしました。

第二保育所に対する支出といたしまして1億2,326万、内訳といたしまして職員人件費といたしまして8,709万8,000円、管理運営経費5,194万5,000円、保護者負担金といたしましてマイナス1,578万3,000円となっております。

移管後の保育所に対する支出といたしまして4,969万です。内訳といたしまして運営費3,625万円、補助金といたしまして1,344万円、支出と差し引き一般財源負担がマイナス7,357万円となります。

資料請求にあったご質問の回答といたしまして、決定に至るまでに参考とさせていただいた事例は、埼玉県の深谷市さん、本庄市さん、あと鳥取県の米子市さんのほうを事例として参考にさせていただきました。

回答いたしました資料についてのご説明は以上のとおりです。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

それでは、第二保育所民営化移管後の土地・建物の取り扱い決定の経緯及び決定理由の説明が、こども支援課長からございました。何かご質問等ございますか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。よろしく申し上げます。

国庫支出金のところは、もうこれは返還するというはもうなくていいということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課保育担当主幹でよろしいですね。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） おはようございます。平野でございます。お答えします。

国庫支出金につきましては、昭和53年度の建設時にいただいた国庫負担金、県負担金につきましては、鉄骨S造の耐用年数を超えていることから返還の必要は生じないというところは聞いております。ただ、当然のことながら届け出という形で行うということになっております。平成25年度の住宅建築物安全ストック形成補助につきましては、実際県のほうにも確認はしておるところでございますが、届け出は必要であると、

そこで判断をするというような形で回答をいただいております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうしましたら、次に第二保育所に対する支出というところで、職員人件費で8,700万のところなのですが、この人数というのは何人分なのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 申しわけございません。記憶で答えてしまうとちょっとあれですので、確認をした上でお答えをしたいと思います。申しわけございません。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、この第二保育所を30年度末で退職される職員の方というのは何名なのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 第二保育所で定年を迎える職員は2名となっております。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

最後のところに、埼玉県深谷市とか本庄市、米子市、ここを参考の事例として考えたということであるのですが、今回の土地、建物の譲渡ということに関してなのなのですが、ここの新しく民営化される場所に関して、昭和49年度に建った保育所とか、それから平成22年に建ったところ、やっぱり結構古い建物を民営化しているということで例に挙がっていたりするのですが、そういった中でどうして三芳町の新しい平成25年度という改修したばかりのところを参考事例としたというふうなことなのか、ちょっとよくわからないのですが、お伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 深谷市さんの事例を見ますと、平成24年度に移管したところが2カ所ありまして、1つが平成12年に建てられたところ、もう一つが平成5年に建てられたところ、建設されたところ、平成25年度にやはり2カ所ありまして、1つが平成3年度に建築したところ、もう一つが平成17年に建築されたところということで、若干そんなに古い建物ではないのかなというところもありまして、うちのほうの参考にさせていただきました。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 例えば平成3年というと、もう27年とかたっているわけですし、確かに耐用年数はまだあるかもしれないのですが、ちょっと三芳町とは条件が違うというふうに思いますけれども、事例としてそういったことで考えられたというのであれば、本来であれば昔、前の建物ですよ。昭和49年に建ったとか、そういったところが、新しくするときには建てかえていただいて、そのまま運営を続けてもらうというふうな形をとっているということも書いてありましたので、そういったところも本来であれば町の財政を考えても、それが理由で民営化になったわけなので、例として考えていくべきだったのではないのかなというふうに思うのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、古い建物を壊して無償でお渡しして新しく建ててもらおうといういろいろな事例もたくさんあったりもしますけれども、今回三芳町の第二保育所を民営化するに当たっては、もちろん財政的なこともありますけれども、正規職員の大量退職に伴う保育のサービスの維持ができなくなるというところが大きな観点でありますので、そこは町が財政的にマイナスになっても、しっかりした建物であるがゆえに、それに係る費用を法人、移管先の引き続きやっただけとところに負担をかけないで、より一層の保育を充実させていただきたいというのを目的にさせていただいていますので、その点いろいろ考えた結果、無償譲渡がいいのではないかと結論をいただきました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

また細かくは一般質問でもいいのですが、今回ちょっと1つだけお伺いしたいのは、その財政的な問題ということでおっしゃっているわけなのですが、確かにそれはわかりますし、今度民営化になれば補助金もおりてくるということでよくわかります。ただ、財政が問題というところなのですが、職員の大量定年とか確保が難しいということであるわけなのですが、それは結局は町で職員をとれなくて、財政的な問題であったがゆえに、結局職員もふやすことが、正規職員としてとらなかつた、ごめんなさい。臨時だったら受け入れられるのかもしれないけれども、定員適正化計画などで職員はとらないというような計画をずっと立ててきていて、なのでそういった面もあって職員がとれなかつたというのが、やっぱり結局財政的な面が大きな問題だったと思うのです。だとすると、やっぱりこれをどうして無償、ほかのところみたいに、まだ有償ではなくて、無償にしたのかというのが、その決定の、本当に最後に決定したというのがちょっとよくわからないのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

今回の第二保育所民営化について、先ほど課長がお答えしたとおり、第二保育所の質、保育サービスの維持向上というところというのは基本理念であるというところを前提に考えております。それで無償という形でやった場合、有償にした場合のお話をさせていただいた後に無償のお話をと思いますが、有償とした場合に、例えば仮に、これは本当に仮の話で申しわけないですが、建物評価額程度、1億2,000万ぐらいとかいう話になると。その場合に、今回のケースにおきましては、建物のただ移管というか、買い取りみたいな形が法人が行う形になります。今、現行の保育所の整備補助金の部分、国から、県から補助金がおおりる場合がありますけれども、今回の買い取りのケースについては、整備の補助金の対象になる可能性が非常に低いということがまずございました。事業主の、法人の全て100%の負担という形というところがまず一つございました。

また、町内に限らず近隣のところの社会福祉法人を対象として公募選定、公募をかけましたけれども、やはりよい保育をしていただきたい。いろんなところから選びたいというところがございました。参入のハー

ドルを下げたいというところもやはり1つ、表面で先ほどご説明いたしました、参入のハードルを下げる。また、事業主の負担を抑える中で、そちらのほうを子供たち、将来にわたってですけれども、これから通われるお子さんたちのために使っていただきたいというような気持ちがございます、無償という形の結論に至ったわけでございます。

また、先ほど参考にした部分、深谷、本庄等々ございますが、さまざまなケースがある中で、主に参考にしたところという形でやらせていただいていますけれども、無償譲渡、いろいろなさまざまなやり方がある中で、今回私が今ご説明した趣旨の中でやった場合に、例えば適法であるかどうかということも含めて参考させていただいたという意味で載せているところもございますので、ご了解いただければと思います。

以上になります。

○議長（抜井尚男君） ほかにありますか。

それでは、回答かと思えます。

こども支援課副課長。

○こども支援課副課長（郡司道行君） 先ほどの職員人件費の関係でちょっとご質問あった関係で、ごめんなさい。人数申し上げられなくて申しわけなかったのですが、正規職員14人分の職員人件費になります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

それでは、ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、表面のほうの建物についてなのですけれども、理由で貸与とした場合、今後の施設の維持管理経費について町が引き続き負担していくこととなる。これが理由になっているのですが、貸与、賃貸借であれば、その中から費用出ると思うのですけれども、これが理由になるというのがどうなのかなと。本来貸与とした場合に、国からの補助金関係が出ないとか、そういうのがあったのではないかと思うのですけれども、そっちが理由ではなくて、こっちが理由になる、その理由を聞きたいのですけれども。賃貸借にすれば問題ないことですよね。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

菊地議員おっしゃるとおり、賃貸借の中で、ただ賃貸借を行った貸与といった場合でも、軽微の修繕等々についてはなかなか対応はできるかと思いますが、大きな修繕が生じた場合、建物管理リスクというところを考えてのここの表記でございます。副次的な部分として、副次的と言ったらあれかな、国庫、公設民営という形にみなされる可能性があるというお話も一時期差し上げていたところでございます。きちんと民設民営という形になったときに、移管を行うということは、事業運営主体が変わるということでございます。そこでお子さんたちに与える影響というのは、どういう形をとったとしても必ず生じてくるところでありますので、それを考えた上で、ちょっと理由が少ないというか、この理由ではないのではないかという議員さんのご指摘がございます。

1つとしては、建物の管理リスクの部分ということで、これを表記させていただいているのですけれども、

民設民営化の保育所になるという形できちんとみなせるという形になれば、町財政に対する効果もあるというところは、ちょっとここに記入をしていないところがありまして申しわけないのですが、結果としてはそういう形になりますので、そこも一つの理由になる。ただ、人的な部分のところからきっかけで、結果として運営主体を変えるのであれば、町財政を考慮するとというような形の考え方に我々は立っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに住民の中でもなぜ町が今お金がない、お金がないと言っているのに、こういうことをやるのかという話は結構あります。なのでしっかりと説明をするということが必要だと思うのです。その中でこの理由だけだと理解はできないと思うのです。だからいかにして理解をしてもらうかということが大事なのではないのかなと思うので、そういった理由ははしょらずにしっかり書いていただければ、こちらでも聞かれたときにはこうなのですよということが言えるので、そこら辺はもっとしっかり明記していただきたいなというふうには思うのです。はっきりしていただきたいというのは思います。

それと、その中でちょっと今回土地が三芳町で建物が民間のほうに移管する。建物所有者から見て土地の権利というのはどうなるのかを伺いたいと思いますけれども。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 済みません。現在、現行では建物は所有権を移転する形で、土地については移転をせずに賃貸借契約、地上権の設定とかそういうところではなくて、無償貸借という形の契約を結びたいと考えております。理由といたしましては、現行の今町内の民間保育園さんのほうで1つの園が土地を使って、町の土地で保育所を運営されておりますけれども、それと同じ扱いという形でそろえたいということがまず1つございます。建物所有者から見ての土地に対する権利というご質問、土地の権利ということでありましたので、今の回答が多分すれ違っているかなと思いながらお答えをしているのですが、例えば改変をする場合ですとかそういう場合に、実際土地の所有者である町というところとはきちんと協議をしなくてはいけないというところもありますので、そういう部分で建物の改変、目的外使用等に対するリスク管理というところで権利はあるのかなとは考えてはいるのですけれども、ちょっと今の回答ではあれですか、大変申しわけないです。今、現行で私がお答えできるのはその部分で、ちょっとこれで一度回答は以上という形にさせていただいて、済みません。申しわけないです。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

既にある1件と今回とはケースが違うと考えられます。土地を賃貸、無償で貸して、その上で向こうで建てたのと、もともと三芳町が持っていたものを土地を貸して建物を上げてしまうというのであれば、本来この2つを比べることはできないと思うのです。もともとあった建物を上げてしまうわけですから、そのときに何らかの地上権、これはもちろん登記はしないのでしょうかけれども、地上権とみなされてしまうことも考えないといけないと思うのです。それもしっかり考えたと思うのです。実際法定地上権とかそういった考え方もありますし、建物所有者がそういった権利を主張してきた場合に、町としてそれが対抗できるのかどう

かというのをちゃんと考えているかどうかを聞きたいのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

地上権の設定等検討の部分で当然のことながら考えた部分がございます。法的な部分で権利主張をされた場合という今議員さんのご指摘でございますので、検討……まだ賃貸借という形で今現状考えておりますけれども、実際のところ社会福祉法人法に基づく寄附行為みたいな形のみなされも、関係もございまして、その部分は町、法人のほうと、町のほうがきちんと考えを定めた上で、また十分検討してまいる事項であるかなというふうに考えております。申しわけございません。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） これから考えるということなのですか。今のちょっと話が違いますよね、今までと。要するに前も話したと思うのですけれども、不動産的な考え方として、これが地方公共団体がやっている中で、相手方から不当な利益というか、そういうことが出てきた場合に、町としてちゃんと対抗できるだけの理論武装をちゃんとしているのかどうかということが問題なのです。ところが、今みたいに何となく話をしている中では対抗できないのではないのかなと思ってしまうのです。要するに地上権の場合は権利が大きいですから、必ずしも登記していないからといって、それはありませんよとは言えなくなってしまいます。それはわかりますよね。特に埼玉県とかだと借地権とかそういった事例は少ないので、余りないかもしれないのですけれども、東京とかは結構あるのです。問題になっているケースもありますし、例えば地主が別で借りた場合に、例えば建物所有者が大規模修繕をするときには、地主の許可を得なければいけないとか、その場合には一定の権利金を払わなければいけないとか、そういったことも出ています。逆に言うと、今度土地所有者が何らかの形で建物所有者に対して言ったとしても、そんな聞き入れられませんよとなった場合、そういった時の話がちゃんとできるのかどうかというのを額が大きいものですので、そう簡単には向こうもいかないと思うのです。そういった話がちゃんとできるのかどうかの根拠をちゃんと持っているのかどうかというのをこれからではなくて、ある中でしっかり形づけた中でやっていくべきだと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

議員さんのご指摘の部分についてにお答えをしたいと思います。現行の部分では、無償賃貸借契約という形でクリアできるというふうに考えておりますけれども、ただ法的な根拠はどこかというところの部分というところ、ケース・バイ・ケース、先ほど議員さんのほうがおっしゃった貸して建てたというのと、貸した中と上げるものというところのケースの部分というところの考え方について、今、町としては現行の無償賃貸借でいけるという形で考えておりますけれども、今その部分について権利、法的な根拠、理論武装の部分ということで実際のところ審議に基づきみたいな形ではなくて、きちんとした根拠が必要ではないかというところであろうとも思いますので、その部分は改めて確認をさせていただければと思います。

今の段階でお答えできるのは以上になるのですが、済みません。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

という、今後確認をするということですが、それに対して回答はこちらにはいただけるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） この全員協議会という場でお話をするかどうかはあれですが、こういう形でということで契約の部分ですとか、ちょっと建物の契約については恐らく議決事項にも当たってくる可能性もございますのであれですが、やり方、方向ということで決定した、どういう形で確認をしたということも含めてのご報告だと思いますが、ご報告は差し上げるような形で考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと今の話で1個確認ですが、建物を譲渡する場合には議決事件になるのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 現行、土地、建物につきましては3月31日をもって第二保育所を廃止するという形の条例の提案がまず1つ考えられ、そこから普通財産に切りかわる形になります。普通財産につきましては、貸し付け等の条例がございますが、実際のところ、社会福祉法人は公共団体という形にはみなせないというふうに考えております。公共的団体というところであれば、何とかと言ったらあれですが、広げて解釈をしている自治体もございますが、公共団体には含まれないというふうに解釈をしておりますので、無償で譲渡するといった場合というのは、議会の議決事項、自治法の96条に基づく議決事項、財産の処分ということでお願いをする形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地ですが、ちなみに議決事件になるのは時期的にはいつなのですか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 6月か、もしくは9月議会でお問い合わせしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

最後の質問になるのですが、今回既に土地を無償で借りている保育園がある。そこも今回エントリーしてきたわけなのですが、そういったことが決定に対して何らかの影響があったのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） それに関しては一切関与しておりません。影響はありませんでした。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

先ほど説明の中で、建物を無償譲渡、有償譲渡というときに、有償譲渡の場合に引き受ける民間事業者さんが建物の購入額に関して国や県からの補助金といったものが一切受けられなくなる、100%自己持ち出しになる可能性が高いという説明があったと思うのですが、これについてお聞きしたいのですが、

これは常にそういった中古といいますか、築年数がたった建物をそういった社会福祉法人等が譲り受ける場合、その費用に関しては補助金が出ないというものなのか、今回の第二保育所の場合は出ないということなのか、どちらでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 今回のケースにつきましては、保育所として既に整備があったもの、例えば設備基準ですとかそういうものが満たされているもので、その買い取りという形なので補助金のほうが支出は難しいだろうというところの回答がありました。ただ、例えば中古の建物を購入して、保育所で使うための施設基準がございます。そういうところの整備とかいろんなものが入ってきた場合というのは、当然のことながらその部分の改修費用等についてというのは保育所の整備補助金の対象にはなりませんので、今回のケースという、いろいろなケースが考えられるかと思えますけれども、今回のケースにおいては補助金のほう、整備費のほうの補助金については支出の可能性は低いということで回答いただいています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。そうすると、取得する建物の例えば築年数や残りの耐用年数によって変わってくるとかいうものではなく、基本的に全国どこであろうが、有償譲渡の事例も多々あると思うのですけれども、そういったものに関しては引き受ける事業者さんのほうの100%持ち出しで行っているという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

有償譲渡でやった場合の事業主の100%負担か否かというところでございますが、例えば都道府県によっては国の基準以外の独自の部分があったりとか、あとこれは市町村で独自でやると相殺という形で行って来いになってしまうのであれですけれども、100%全て事業主が負担しているところだけかということ、ちょっとその部分のところは、それ以外のこともあり得るかなとは思いますが、国の補助金という形になった場合、保育所整備といった場合には、現行では厳しいというような形で今解釈しております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

また先ほど例としまして、もし有償ならば例えば建物評価としての1億2,710万ぐらいという話をしておりましたけれども、もし有償で行う場合に、その町が提示する価格というのは何かしらの根拠を持たなくてはいけないのか、ある程度そういった面も考慮して、だから事業者を募集する際、建物をこの1億2,700にこだわらず、例えば何千万で譲り受けてくれるところといった設定もできたのかどうかをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えをいたします。

当初の考え方の部分は無償譲渡にするという形であれですけれども、技術的な部分ということで、例えば有償譲渡といった場合に、基本的には不動産鑑定士による建物評価を行った上でということがまず1つ出

てくるかと思えます、売却金額の設定については。また、議員さんおっしゃったように幾らからスタートと  
いうか、幾ら以上、要は入札ではないですけれども、幾らは最低払っていただいて、それ以上で乗せられる  
のであればというような形の条件提示というのは、公募の中で、ちょっとごめんなさい。技術的には可能で  
あると思えますけれども、実際それをやられているところというのを確認はしていないので大変申しわけな  
いのですが、私どもの場合は無償譲渡という形で公募要領を組ませていただいたので、今現行での部分は技  
術的には可能であるとは考えています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。無償譲渡にしたほうがいいものとか、こういった理由も確かにわか  
ったのですけれども、ある意味有償譲渡であろうが、手を挙げる事業所というのは、それが有償だからとい  
って、その後も保育の質やサービスは落とさない見込みができているから手を挙げるころだと思のです。  
そういった意味で今回の公募をする前に、例えば町内でも民間の事業者さん等いて、今回の保育所移管に限  
らずお会いすることはあったと思うので、例えば下話で有償とかはどうなのですかねといった話とかをある  
程度事前の感触をつかむこともできたのかなとは思っていますけれども、そういったことは、今回のこの第二  
保育所移管に関してはしてこなかった、あくまでも庁舎内で有償か無償かの話し合いだけで、無償でと決め  
たということよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） お答えいたします。

今回の場合は、そのような下話とかそういうことは一切しないで、町の考えで進めさせていただきまし  
たけれども、一応公募いただく段階でいろんな下話をしたことによっての影響とかそういうところも考えて、  
あえてしないこととしました。以前、指定管理のお話、民営化の前に指定管理のお話の町の考え方としてあ  
ったときに、ある程度指定管理をするのであればどのぐらいかかるのでしょうかということでお問い合わせ  
をした縁はありますけれども、その程度です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これ無償譲渡だろうが何だろうが譲渡ですから、登記もし直さなければいけないですし、譲渡契約も当然  
結ばれると思うのです。先ほどこれの普通財産処分に係る議案ということで、6月か9月に出す予定だとい  
うことなのですが、契約を締結して、それから登記を書きかえるのはいつなのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えをいたします。

まず、契約締結につきましては、議会の議決をいただいた後、あとはやり方の部分、仮契みたいな形、議  
決を伴う契約ということで仮契約みたいなことも考えられますけれども、実際のところは契約は議決をいた  
だいた後にやるのが適当ではないかなというふうに考えております。ただ、移転をする日というのは31年の  
4月1日になります。なぜ6月か9月というお話をするかと申しますと、県のほうに保育所の認可の部分で  
認可申請を社会福祉法人が行うわけでございますが、大体8月から10月までの間に書類を整える。その場合

に、土地の所有権、また建物の所有権については必ず報告をしなくてはいけない部分がございます。町の建物であるのは3月末までというのは変わらないのですけれども、確約という形できちんと、要は所有権が動くよというところがきちんと県のほうに対して説明ができませんと認可の申請の書類というのも滞ってくる場合もございますので、6月ないしは9月という形で今議会の上程を考えているところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、登記の手続がなくても、認可は受けられると。そうすると、4月1日から登記完了までは賃貸契約結ぶのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 登記の関係、契約締結して登記が整う部分というところは、当然4月1日付で行わなくてはいけない部分がありますので、登記についても4月1日で登記を行っていく形にはなるのですけれども、今現状、議員のご質問あったようなパターンになった場合に、賃貸借をするかどうかというところにつきましては、契約をきちんと結んだ上で考えておりますので、現在のところちょっと想定はしていないところです。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうすると、譲渡契約も登記も4月1日でやるということは、議案が出されるときは既に実行された後ということになりませんか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） あくまで31年4月という形で、議会に上程をさせていただく予定なのはことしの30年6月か9月という形になりますので、無償譲渡、財産処分に関する議案が可決いただいた後に、その手続に入るわけでございますので、議決が後ということはないかというふうに考えています。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） では、その件は結構です。ちょっと私、一般質問するつもりないので、この文章でちょっとおかしなことだけを確認させていただきます。

まず、先ほども話がありましたが、貸与とした場合、引き続き町がいろんな経費負担等が出てくるだろうと、いわゆるリスクヘッジのために無償にするのですよという話がございました。これが事実だとすると、一般で賃貸借契約なんてあり得なくなりますよね。だってリスクヘッジができないものを民間だって貸すわけじゃないではないですか。何で公共だとそれが、そういう論理が成り立つのか、まずお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、リスクヘッジ、私のほうリスクという形でお答えをしたところでございます。想定の中では、やはり保育所運営という形の中で賃借料をどこに設定するかというところの部分もありますけれども、貸与といった場合の、それが公では何でこれだけ、これが通るのかという話をされるとちょっとあ

れですが、実際のところは貸与、所有権を持っているところで所有権、大規模の改修とか賃貸借契約がそれでは成り立たないではないかというご意見もごもっともだと思いますけれども、最終的に先ほど菊地議員からのご質問に対してもお答えをいたしましたけれども、理由については公設民営という形にならないところの部分も含めて考えた結果でございます、ただ記載をしていなかったところをはしょっているのではないかとご指摘のとおりでございますけれども、これだけではなくて、そういう理由もあったということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 先ほど菊地議員からの指摘もありましたけれども、やっぱり住民がきちんとわかる。今みたいに説明を聞こうとすると、何か話違うのではないかと思われるようなものを文書として残しておくで非常にまずいと思うのです。

それと同じように、この1ページ目の下から4行目から、その下で無償譲渡だと対価を受けることはなくなるが云々ということで、長期的な観点から町財政にとっても効果はあるというのは全くおかしい論理のすりかえであって、ここを有償譲渡とした場合には、この裏面に書かれている、記載されている財政的効果というのは、全部が失われるということなのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

議員さんご指摘の部分でございますが、有償譲渡とした場合に、では裏面の効果が全て失われるかということ、そうではありません。ただ、有償とした場合に、先ほどから申し上げているように、保育の部分に対するお金の投下、法人さんのほうが事業運営をされるというところへのその部分で、有償でもし法人が、事業者が負担をするという形になったときに、後々に保育所運営に影響が出ないような形を前提で考えておりましたので、その部分で無償になった場合という形でやったときに、一時的な利益、建物売却収入等が入らないという形になったとしても、財政的な効果というのはこういうことが考えられるよということで例示した部分でございます。有償になったからといって、これが失われるということではございません。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ですから、ここで無償譲渡する理由として何か後ろに根拠みたいな記載されていますけれども、全くこれは別な話ですよ。要するに民営化することによって後ろに書かれた効果が得られる、財政的な。無償譲渡、ここは無償譲渡をする理由について書いてあるので、それをごっちゃにしていると非常に文書としておかしい。

それから次に、先ほど鈴木議員のほうからも質問ありましたけれども、売却した場合、金額、有償譲渡にした場合、評価額でなくてもいいと。例えば1,000万と設定するなら1,000万でも、多分これは議会の議決はもちろん必要ですが、通るのであれば、何もサービスの向上を阻害するような金額を設定するべきだとは思わないのですが、すごくここでわからないのは、有償にした場合、全てサービスの向上あるいは維持ができないというような書き方をしているのです。そんなことないでしょう、正直言って。

あともう一つ、無償譲渡したほうが事業者負担は少ないです。これは当たり前です。多くの応募事業者が出るという話なのですが、有償、例えば1億2,700にしたら、これは多分手を挙げるところはすごく少ないし、ないかもしれない。だけれども、1,000万程度だったら、どうしてないと。多くの事業者が募集に応じないというふうに断定したのかな。それ誰の考えなのですか。先ほど鈴木議員の質問でも、事前に業者の様子を伺ったこともないと。様子伺ったこともない中で、何でこういう断定的な判断をされたのか物すごく不思議なのです。根拠を示してくださいと言っても無理だと思うから、そこまではやらないですけども、余りにも独断的過ぎないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

ないという断定ではないかというご意見なのですけれども、実際のところ、有償とした場合、金額の設定の方法によっては、そのハードルの部分というところのご意見も今いただいたところなのですけれども、やはり近隣の中で大きな法人が運営しているところと、保育を行っている中でも1園だけやっているところというところも、さまざまな保育所が今回のエリアの中に入っております。その部分でなるべく選定に当たって多くの法人さんに応募していただきたいというところの観点の部分で、こういう無償による譲渡という形での設定をさせていただいたところなので、根拠というところ、独断的というところのご意見重々受けとめますけれども、今現状としてはさまざまな運営母体、財政的な体力というところも含めて応募ができるところをふやしたいというところで、こういう結論に至ったわけでございます。

以上になります。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

最後にします。何でここを突っ込むかという、過去の経緯から考えて住民にどうやって説明するのか私わからないのです。ご存じのとおり、第二保育所は耐震診断で耐震の工事必要だということで、大幅な改装をしました。今回上がってきたのは、平成31年度に大幅に職員が退職するのだということです。そんなもの前に工事やったときわかっているはずですよ。そこで1億何ぼも使って、その残債がまだ1億何千万残っているわけですよ、1億5,800万か。それで、ここで無償でもって上げますとって、そのときの改修費用は一体どぶに捨てたのですかと言いたくなるわけ。もろもろの文章を見ても、やっぱり住民が納得できるような文章では全然ないのです。幾らでも突っ込みどころあるので、そんなに1個1個ここでやる気ないですけども、やはり住民が納得できるような回答を載せておいてもらわないと、本当に住民から見たら、こんなに絞られて、いろんなところで財政絞られて、その部分はざるだったのですかと言われたとき、何にも返答できないと思うのです。それに関してきちんと、そこが一番私は大きいと思うのです。住民にきちんと説明できるのだったら別にいいと思うのですが、その準備は完全に不足していると思うので、そこに対しての準備、再度検討し直すというのは、この内容をきちんと住民にわかっていたらいいような形で説明できるような形を整えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 議員さんおっしゃるとおり、住民の方々にご説明できるような資料、ものをしっかりと整えたいと思います。

○議長（抜井尚男君） まだありますか。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 3名。どうしますか。  
暫時休憩します。

（午前10時58分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午前10時58分）

---

○議長（抜井尚男君） ほかに。  
吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1点だけ。表面のほうの理由というところなのですが、有償貸与とした場合ということで、賃借料収入と補助金支出との相殺が生じると、そのとおりだと思うのですが、この相殺した場合に、この補助金支出のほうを上回ってしまうのか、その辺が、それを生じても別に支障はないというふうに思うのですが、その辺はどうして、これが相殺が生じるから有償貸与としたわけですよ。

〔「無償貸与」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） 無償貸与としたわけですね。別に有償貸与で何らこういった問題はないというふうに捉えているのですが、そこのところについて説明をお願いします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

この表記、有償貸与とした場合ということ、今現に町単独で補助制度として年の限度額を100万で補助率100%ということは、実績に基づく補助金という形で、500万を超えた部分というのはご負担いただきますけれども、それ以下であれば、その実績額に応じた補助を行っているところでございます。なので、事業主が町に対して賃料を払う、それが補助制度の対象になるとすると、500万以下であれば、その額同じ部分をお返しするというか、補助金で支出をするという意味での相殺という表記でありますので、ご理解をいただければ。決して補助金のほうが大きくなるということはありません。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

賃借料収入のほうは当然大きくなると思うのです。ですから、やっぱりそういった町民に対して財源がないというふうに言っているわけですから、やっぱりこういうところはそういったところできちんとやはり有償貸与にしていきながら、そういったところの費用というのも考えるべきだと思うのです。何ら有償貸与にしたら問題はないと思うのですが、その理由で有償にできないという理由はとてもおかしいというふうに思いますので。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えをいたします。

有償の場合、今議員さんのおっしゃる部分もあるのですが、もう一つ理由がございまして、今民間の保育園1園が無償貸与という形で現行契約をしているところでございます。今後、これにつきましては、今10年間で考えておりますけれども、その後の部分については、当然今既存の民間園さん、今運営されているところを含めて考えていくべき内容であるというふうな考えでおります。今現行、このスタートの部分については、一つの施策の中で無償貸与というところもございまして、あとまたこの補助金との相殺というところも考えられましたので、無償貸与という形でのスタートというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） まず、無償貸与とすることは全く納得できない。相殺するというところだって、そういうことは生じるのはわかりますけれども、それが何でそういった無償に続くのか全くわからない。それで今、ほかにも1カ所無償でというふうにありました。私たち厚生文教常任委員会も視察はさせていただいております。ちょっとかなり過去のことなので申しわけないのですけれども、その無償貸与にした理由というのを伺いたします。その1カ所の無償貸与にした理由。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） でも、ここに書いてありますよ、1カ所無償にしていると。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） いいですよ、後でも。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

無償譲渡の件なのですけれども、皆さんからいろいろ意見あったので、そこら辺はしっかりもっと説明できるようにお願いしたいというところで1点だけ伺いするのですが、平野主幹が繰り返しいろいろな事業者が手を挙げられるようにということで、そういうようなお答えをされていたので、であればこの応募法人三芳町の隣接する自治体というふうに限ったわけですが、それは確かに例えばこちらから視察に行くにして、全国だったら、それはもちろん大変なことになるわけですが、もう少し例えば埼玉県内であるとか、都内であってもすぐ隣ですから、もう少し事業者、法人を選ぶ範囲を広げてよかったのではないかと思います。近隣自治体ということで限ったその理由だけお尋ねいたします。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 公立保育所を移管するに当たって、現在の第二保育所の状況、あと町の状況などを熟知した法人さんをお願いしたいというところがありまして、最初のころはたくさんの方さんに手を挙げていただきたいということもありまして、埼玉県内全ての法人さんにお声をかけようか、そういうところも考えましたけれども、保護者の方などからのご意見で、民間に移管することについての子供たちへの影響力のことを一番ご心配されていたところなので、埼玉県の三芳町から離れているところで運営されている法人さんをお願いしてもいいものかどうか、そういうことも考えさせていただきまして、エリアを狭めて募集をかけたところでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。説明ありがとうございます。

自分は、済みません。既に説明があったら申しわけないのですが、重要政策会議のメンバーをちょっとまた確認をさせていただきたいのですが。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 重要政策会議のメンバーですが、町長、副町長、教育長、総合調整幹、政策推進室長、総務課長、財務課長、秘書広報室長、自治安心課長、教育総務課長、総合調整幹であります。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。これは会議録等あれば、ちょっと見ることは可能なのですか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） こちらの会議を所管しておりますのが政策推進室でありますので、そちらに資料請求のほうをしていただければと思うのですが、その判断については私のほうではお答えできないので、そちらのほうで請求していただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 小松議員、よろしいですか。

○議員（小松伸介君） はい。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

ちょっと暫時休憩をさせていただきます。

暫時休憩します。

(午前 11 時 07 分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

(午前 11 時 14 分)

---

○議長（抜井尚男君） (2) 番、第二保育所民営化についてご説明を賜りました。今回いろいろな質問が出ましたので、再度改めてご説明をいただくということで、なるべく速やかに早い時期ということで今の段階では申し上げておきますので、よろしくご配慮のほうをお願いいたします。

それでは、2 番を閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 14 分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開します。

(午前 11 時 15 分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、25分まで休憩といたします。

(午前 11 時 15 分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午前 11 時 24 分）

◎一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する平成30年度

当初予算について

○議長（抜井尚男君） それでは、協議事項の（3）番、一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する平成30年度当初予算について、こちらは環境課課長でよろしいですか。お願いします。

環境課長。

○環境課長（早川和男君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料のほうはもう議員の皆様方に配付されているかと思えます。一般廃棄物の処理経費に係るふじみ野市への事務の委託に関する平成30年度の当初予算の算出根拠あるいはその経費の内訳ということでご説明のほうをしたいと思えます。予算書のほう、一般廃棄物ごらんいただきますと、ふじみ野市の負担金というふうな項目だけで終了しております。その中身についてご案内あるいはご説明するものです。

まず、表紙のほうをごらんいただきたいと思えます。本日、資料のほうでまとめさせていただいたのは1から4番目、まず歳入関係で資源物の売却代金等の当初予算です。2点目が環境センターへの運営負担金、そして既存用地、取得関係ですけれども、取得分の負担金、最後の4番目が余熱利用施設エコパの30年度の運営負担金ということでご案内をしたいと思えます。

まず、表紙のほうから大枠でお話をさせていただきたいと思えます。まず歳入関係、資源物の売却代金ということで、平成30年度の予算額1,522万6,000円となります。29年度は当初約2,000万でしたが、比較しますと若干減少しております。その内容につきましては後ほど説明いたします。

2点目以降、これは同じ節、負担金として計上しておりますが、まず環境センターの運営負担金、平成30年度の当初予算額約1億8,770万、そして現年度、要するに29年度の当初予算額は1億9,500万でした。比較しますと約7,400万ほど減額しております。

3番目の既存用地取得分、これは平成42年度まで継続して要するに割賦払いしております用地取得に係る経費でございます。単年度447万円ほどになります。

4点目、環境センターと一緒に施設ありますが、余熱利用施設エコパの運営負担金、こちらのほうの30年度の当初予算額は3,671万円です。29年度、現年度の当初予算額が3,922万ほどですが、比較しますと約251万ほど減額になっております。ということで総体的な金額、当初予算額については以上のとおりです。

では、続きまして2ページのほうが雑入で売却代金の歳入です。一番この表の右端に平成29年度予算額2,015万ということで予算額あります。30年度、新年度の予算額については、そのお隣の1,522万6,000円です。そして、この中には売却代金、経費的には売却収入、安く見積もっておる状況でございます。それが1点。そして、議会でもよく一般質問等あります。容器包装の合理化拠出金、それも含まれておりません。ちなみに、平成29年度、今年度の容器包装リサイクル協会からの拠出金約300万超えですか、入っておりますので、当初は安く見積もった形で、補正で計上していくような形をとっております。

そして、売却代金、これまでの経緯ですが、一番下の表の左側ですけれども、予算額、決算額ということで、今年度、29年度の見込み額は約2,000万円の予算に対して、3月議会で補正を出しますが、決算額見込

み額が2,541万ほどになります。こちらのほう、表、推移を掲載いたしました。27年度、28年度、かなり下がっているかと思えます。そして、この大きな要因は28年度からごみの事業系の資源ごみ、ごみの減量化ということで受け入れを廃止しております。要するに事業系の資源ごみは、今事業所が独自で処理するような形をとっておりますので、その関係上、28年度以降若干売却収入が下がっている状況にあります。

では、続きまして3ページ、この3ページからは要するに歳出関係です。まず3ページ、環境センターの運営負担金、来年度の予算額が1億8,770万3,000円ということで計上いたしました。まず、その積算根拠、どのような形でこの負担金が計算されるかというふうなご説明をしたいと思います。この積算根拠については、廃棄物の処理、事務委託に関する協定書、あるいはこの次のページでご紹介いたしますが、覚書、それをもってふじみ野市との調整のもと、この負担金を算出しております。基本的な算定の項目、こちらのほうのちょうど中段になりますが、まず一つが環境センターの運営業務委託料、こちらのほう、ふじみのエコウエルズという共同会社、日立造船を基幹とする3つの法人、企業が構成されておりますが、ふじみのエコウエルズが請け負っております。そちらのほうの業務委託料、そして2点目が環境学習センター、エコラボというふうな名称で、そちらのほうはふじみ野の職員がおります。そしてリサイクル工房があります。あと環境に関する業務委託等の事務を行っております。そちらのほうの事業費用です。

3点目が資源物、要するに缶、瓶、容プラ等々の資源物の民間委託への処理、再生利用に関する費用、要するに資源物のリサイクル経費ということでご理解をお願いしたいと思います。

備考のほう、先ほど環境学習センターであるエコラボのほうにふじみ野の職員おります。パートさんもおります。人件費あるいは備考の2点目が不法投棄関連については持ち分負担では、要するにごみ量負担ではなくて、持ち込んだ実費負担ということで、こちらのほうの協定書のほうはまとめております。基本的には、それぞれ項目の総額を基本額として均等割20%、ごみ量割80%、つまり例えば1億であれば2,000万円はそれぞれ半分ずつ、8,000万の部分についてはごみ量で案分しましょうということで算定の根拠をつくっております。

次の4ページのほうをごらんいただきたいと思えます。まず、算定の根拠ということで、今協定書のほうをご案内いたしました。その細目について覚書を締結しております。そして、こちらのほうの4ページの覚書の4番目ですか、それではエコラボにいるふじみ野市の職員、何事務をその基本額にするかということで(1)から(4)まであります。実質3人分について基本額の中に入れましょう。そして、パートさんについては上限200万ということで基本額のほうに算入しております。それと、あと先ほど不法投棄物実費負担というふうなことを申し上げました。処理困難物もあります。特にリサイクル法等々でテレビ、冷蔵庫、洗濯機、こちらのほうはリサイクル料金がかかります。あくまでも搬入したふじみ野市、三芳町、搬入した割合ではなくて、それぞれ持ち込んだものによって実費負担をするということで覚書のほうは締結しております。

それでは、ここからが実際の負担金額を算出する計算方法ということで、ご案内のほうをいたします。4ページの下の方をごらんいただきたいと思えます。まず、環境センター運営費、これはふじみ野のほうの予算額です。平成30年度の予算額が5億6,253万4,000円です。そして、ふじみ野のほうの負担金額が今申し上げた協定書あるいは覚書を根拠に、その割合負担を出しました。ふじみ野のほうが全体の66.6%、そして三芳町の負担金額が全体の33.4%、1億8,770万3,000円の平成30年度の予算額を計上しているところでござ

います。

そして、29年度、現年度、ことしと比較いたしますと、先ほど冒頭申し上げましたとおり、今年度と比較いたしますと749万4,000円ほど減額されております。こちらのほうで負担率29年度が35%、そして新年度30年度の予算額については33.4%、割的に下がりました。この大きな要因、これはごみ量を算出するときに要するに案分率を算出するのに29年度は平成27年度のごみ量の実質によって算定しております。そして、30年度は28年度、去年度のごみ量を基本に算出しております。そして、35から33.4%に下がった大きな理由は、事業系の資源ごみです。28年度からは事業系の資源ごみを入れておりませんので、その関係上下があったということでご理解のほうをお願いしたいと思います。

そして、その次の下の表になります。それでは、それぞれふじみ野市で計上した環境センター運営費全体経費5億6,253万4,000円、その内訳1から1、2、3それぞれ費用項目ごとに記入しております。ごらんいただきたいと思います。そして、その割合負担については三芳町が33.4%、1億8,770万3,000円となるということです。ごみ量案分によって、この比率というか金額が、いろいろその年度によって動くというふうにご理解を願えればと思います。

続きまして、5ページ以降、それぞれ算出根拠の項目のそれぞれごとの比率です。そちらのほうを説明したいと思います。まず、5ページの上の表になります。今まで申し上げました費用の項目3つほどありますが、1番目が運營業務委託料、事務経費2億1,561万4,000円に対して三芳町の負担金が7,361万6,000円、そして2番目以降、3番目以降、そして4-1、4-2が実費負担分です。それぞれを合算した形で全体の負担金1億8,770万3,000円が算出、要するに予算額として計上したものでございます。そして、それぞれの項目の下の表については、搬入割合というふうな形で、ではごみ量というふうな形なのですけれども、ごみにもいろいろな品目があります。それぞれのごみの品目に応じて、細かく計算をしていくということで、こちらの表はつくっております。いずれにしても29年度を比較いたしますと、そのごみ量割合が減少したということで削減になっている状況にあります。

では、続きまして6ページ以降、それぞれの先ほどご案内いたしました1から3までのその計算方法、時間の関係上細かいところは触れませんが、大きな負担金額に及んでいる1番目のほうですか、環境センターの運營業務委託料、先ほどふじみ野市で計上している業務委託料2億1,561万4,000円というふうなお話しいたしましたが、実質的な計算方法です。ふじみのエコウェルズへ業務委託料を計上しているのは、一番左上になります。環境センター管理運營業務委託料、ふじみのエコウェルズには4億2,677万1,000円、これが業務委託料です。内訳については、変動費、固定費、補修費ということで、それぞれを予算計上しております。そして、大きな2億まで下がるというふうな理由については、収入がございまして。今の新環境センター、ごみをエネルギー源として発電をしております。あの敷地内にある施設の全部の電力を賄い、そして余剰電力については売電、その売電収益が約1億円の歳入入ります。その売電収入あるいは事業系のもえるごみの処理手数料、これが1億1,000万、その他の使用料もありますので、差し引きますと業務委託に関する経費については2億1,561万4,000円の経費になります。それをごみ量割によって案分計算いたしますと、三芳町の負担金は7,361万6,000円ということで、1番目の費用項目の負担金額を算出しているような状況です。

そして7ページ、これはエコラボの事務事業経費、内訳いろいろ書いております。一般廃棄物の処理あるいはその環境事務ということで、あと環境学習事業ですか、エコラボのほうで今月2回開催しております。

そして、リサイクル工房、月末の土曜日に販売会も行っております。それら経費を合算いたしますと、全体で4,869万、それに対する三芳の負担金が1,647万3,000円、ごみ量案分に計算いたしますと、三芳の負担金についてはこれだけの経費がかかっておりますよということです。

続きまして8ページ目、こちらのほうから資源物、鉄、乾電池、以外プラ、あと容器包装プラ、このページから次の10ページまではそれぞれ資源物ごとの処理業務委託料に対する三芳町の負担金額ということでごらんいただければと思います。

まず、3の①、これは焼却灰、現状かなりの割合で焼却灰、リサイクルしております。熊谷にあります太平洋セメントのほうに搬入して、それをいろいろブロックとか普通の商品にリサイクルしているわけですが、その経費の業務委託料が1億4,300万、それに対する三芳の負担金額、ちょっと説明しますと、搬入料割、三芳町31%、これ燃えるごみです。燃えるごみのふじみ野市と三芳町の搬入量割合が31%三芳町になりますので、均等割と合わせると予算額1億4,300万に対して三芳町の負担金は4,990万ということで、この計算方法をごらんいただければと思います。

そして、次の9ページのちょうど中段ですか、容器包装プラスチック、これ最終的にはリサイクル協会への入札によって拠出金が支出される、要するに売却収入が出る資源物でございます。その業務に係る委託料はふじみ野の予算額7,900万に対して、三芳の負担金額、処理委託に関する負担金は2,500万、そして実質合理化拠出金で入ってくる金額が、今年度、29年度については340万ほどの歳入になっております。ですから、単純に2,500万ほどの経費をかけて売却の拠出金の歳入が340万円ほど入ったということでご理解を願えればと思います。

あと、それぞれの資源物の品目ごとに負担金額を算出しておりますので、ごらんいただければと思います。

続いて、11ページ、それでは三芳町の廃棄物処理経費がどんなふうな金額的に推移になっているのかということで、11ページの上のほう、参考資料であらわしました。清掃関係、廃棄物処理経費について2つの目があります。一般総務費、そして廃棄物処理経費、2つの項目を合わせた形で合計金額、この5年間で約1億円ほど減額になっております。28年度のちょうど10月末から新環境センターが稼働しましたので、それ以降は新環境センターでの要するに処理経費ということでご理解のほうを願えればと思います。前年度と比較してもかなりの、約2,300万ほどですか、減額になっているような状況がうかがえるかと思います。

あと11ページの3番目については用地取得分、要するにふじみ野の市有地、それに対する負担金、取得に関する負担金については割賦払いということで平成41年度までの18年間、年間約440万ほどの負担金を出しております。これが廃棄物に関する説明です。ちょっとスピードを上げますけれども、そしてエコパの運営負担金については小川のほうより説明いたします。

○議長（抜井尚男君） 環境課副課長。

○環境課副課長（小川智東君） 済みません、環境課、小川でございます。

それでは、12ページ目以降、私のほうで説明させていただきます。12ページ目以降は、環境センターにあります余熱利用施設、いわゆるエコパ、こちらの運営負担金の件でございます。

まず12ページ、こちらエコパの運営負担金につきましては、エコパの運営費用の負担割合に関する協定書、平成28年12月に見直し締結をしております。こちらに基づきまして全体の運営費用総額、それを均等割、人口割及び利用者割に分類しまして、それぞれ算出しております。

下の表になりますが、均等割につきましては全体のうちのまず20%が均等割の分として、その20%の分のうち50%をそれぞれふじみ野市と三芳町で分けて負担するものでございます。人口割につきましては、前年度の10月1日現在の人口を基準とした割合ということで算出しております。また利用者割、こちらも全体の40%のうち、それをまたふじみ野市、三芳町の人口の割合によって算出しております。こちらがまずエコパの指定管理料等の算出、もう一つ、エコパの利用料金補填分、こちらの算出がでございます。こちらにつきましては、まず利用料金の免除ということを60歳以上のふじみ野市または三芳町住民で優待者証等を持参した方、こちらについては1日当たり174名を上限としまして事業者に対して補填するということになっております。それぞれ運営負担金、エコパ利用料金補填金、こちらについての算出の細かい数字、こちらは13ページ目になります。

まず、年間全体でのエコパ指定管理料運営負担金、こちらが全体で1億2,765万9,000円、利用料補填金につきましては1,737万3,000円ということになっております。こちらのうち、まず(1)、エコパ指定管理料の分なのですが、均等割額、こちらが全体のうちの20%をさらに50%で案分したものの、三芳町の負担金額は1,276万5,000円余りとなっております。人口割、こちらにつきましては人口比でいったものです。人口比、三芳町25.2%となりますので、1,288万3,000円余りとなっております。そして、利用者割、こちらも全体の40%のうちの利用者比率、三芳町は16.1%となっておりますので、820万余りとなっております。

そして、エコパ利用料金補填金です。こちらにつきましては単純にエコパの利用した補填する、それで優待者証を持参した方、その比率になっておりまして、三芳町では16.5%の方が利用されているということになります。

以上のことから三芳町の負担金額、エコパ指定管理料として3,385万1,000円余り、利用料金補填金として285万9,000円余りという形になります。こちらいずれにしても29年度と比較しますと、指定管理料のほうにつきましては264万6,000円程度の減額、利用料金補填金につきましては13万2,000円程度の増額となっております。

そして、13ページ下の表では、エコパ運営負担金の推移となっております。少し下がる傾向にあります。

そして、最後の14ページでございます。(4)番としまして、エコパ利用者数の推移、こちらが27年度実績から29年度見込みまで記載してあります。ごらんいただければわかるかと思いますが、若干ずつ利用者はふえていると思われれます。

そして5番が、エコパに向かいます巡回バス、こちらの利用者の推移、こちらも27年度から29年度まで追ってきております。こちらも少しずつ三芳町の利用者がふえているということが見受けられます。利用者がふえているということですが、こちらもいずれも増加傾向にあるのですけれども、さらに利用が高まるようにバス路線の変更等について現在エコパの担当者と検討しているところでございます。

説明は以上です。

○議長(抜井尚男君) よろしいですか。

それでは、3番の一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する平成30年度当初予算についてということで、細かい内訳のご説明をいただきました。予算に関する関係でございますので、ご配慮いただきながら、何か聞き漏らした点等ございましたら皆さんから受け付けていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今の最後の14ページで、見込み人数ということですが、これは利用件数ではなくて、利用者の人数というふうに捉えていいのか、件数なのか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） エコパの利用者数、これは延べ人数です。今ご案内いたしましたとおり、エコパ利用者のほうも少しずつではございますが、増加傾向にあります。多くの方々に参加していただけるような形で今後も取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ご説明ありがとうございました。最後に、エコパ巡回バス利用者の推移というところで、課長のほうからバス路線の変更について協議中だというお話だったので、どのような協議をされているのかお教えいただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） まず、今エコパを運営しているふじみのエコウェルズのほうといろいろ話し合っている段階です。そして、この推移表を見ても、ごらんいただきますと増加傾向にあります。その大きな要因がちょうど28年度の後期ですか、バス路線を一度変更しました。みよし台さん付近のバス停をルート変更させていただいて、その結果が増加につながっているものとまず考えております。それと、今、これはふじみ野市のほうも検討している段階なのですけれども、これが供用してから主に3年たっております。実績、そのバス停によると非常に少ない利用者人数というところがあります。そちらのほうは変更していきたいというふうな形で、バスルートを含めて今検討しているような状況です。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 三芳町はAルート、Bルートということで2ルートあるのですけれども、これをふやすというような、例えば増便するとか、そういう話は全く出ていないということではよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 要望は高いです。それで、このエコパの送迎、要するにエコパ利用者のための送迎バスというふうな位置づけが当初でした。現在、環境センターエコラボ、要するに環境学習機能が、そちらのほうの施設大きくなっております。ニーズとかお話しの方の段階で、要はあちらのほうの利用者、例えば環境センターのほうの見学をしたい、イベントに参加したい、学習に参加したいというふうな形で、どうしても立地条件、三芳からだと交通等の課題があります。現在、エコパは巡回バスで、そちらのほうのバス利用できますが、本数が少ない、時間が限られているというふうなお声も聞きますので、予算があれば増便でも検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。

今のバス路線の変更の件でございますけれども、ふじみ野市のバスのコースというの、三芳町は2ルートということなのですが、ふじみ野市の場合はよく見ますと旧大井方面、それから旧上福岡方面、それから曜日を変えて、例えば月、水、金とか火、木、土でまたコースを変えているような細かくやっている部分がちょっと見受けられて、もうちょっと三芳町もそういう部分では毎日が同じルートというよりも、もうちょっと皆さんが利用しやすいような検討をしていただけたら、もうちょっと利用者もふえるのかなとちょっと思いましたので、一応参考でお話しさせていただきました。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

私のほうはちょっとエコパの話なのですけれども、14ページのほうで利用者の推移ですか、こういったほうで三芳も含めふじみ野市、その他全体的に人数ふえていっているのはいいのですけれども、エコパ自体が施設の大きさに限界があるではないですか。今のところは、まだある程度ふえていっても、行ったけれども、例えば入場制限がかかるとか、そういったようなキャパオーバーしているようなことは起こってはいないですか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） エコパ自体のいろいろな機能がございます。バーデプール、健康増進プールというのが一番のメインです。それでほかには、要するに集会施設、あとカラオケができたり、健康関連の事業をやっているような施設がございます。そして、一つの課題が、今議員ご指摘のとおりバーデプール、これは定員制をとっております。時間帯によっては次の時間帯に回ってもらうような形で今運営をしているということでは、その会議の席上、一つの大きな課題なのかなというふうな認識はしております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ご説明ありがとうございます。自分も14ページのエコパ利用者数のところなのですけれども、29年度見込みが3万4,500人ということで、このうち優待というか、補填で利用されている方というのはどれぐらいになる見込みなのですか。

○議長（抜井尚男君） 環境課副課長。

○環境課副課長（小川智東君） お答えします。

今ご質問あった件です。全体の利用者の見込みが平成29年度見込み、14ページにあります3万4,500人です。そして、ページ戻りまして13ページのエコパ利用料補填式、計算式、こちら28年度にはなるのですけれども、3万1,127ということになっております。ということは、28年度がいい。では、28年度でいきますと、実績が……

〔「多くの割合で高齢者が使っている」と呼ぶ者あり〕

○環境課副課長（小川智東君） 比率としては三芳町は高齢者の利用が多いというふうに認識しております。その差が数千人となっております。

○議長（抜井尚男君） 小松議員よろしいですか。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。28年度比較だと60歳以上が3万1,127人が補填分、実績が3万1,332人ということで200人ぐらいしか優待ではない、料金を支払って入った方がいらっしやらないという計算になるのですけれども、ほとんどの方が60歳以上なのかなということで、これちょっと済みません。最近伺っていないので大変恐縮なのですけれども、掲示物がふじみ野の小学校の生徒たちが描かれた絵だとか、そういったものが掲載はされているのですけれども、三芳町の子供たちが描いた絵とかは掲示されていないのですか、その後。ちょっとそこを確認したいのですが、そうすると保護者の方が行く機会というのできると思うので、そうすると優待という数字も大分変わってくるのではないかなと思ったものでちょっと聞いたのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 環境学習センターであるエコラボ、そしてたぐいまろいろ入場関係であるエコパ利用者の向上、あるいは環境学習エコラボのほうに掲示する子供たちの環境ポスター、ごみ減量化のポスターということで議員からご案内、ご指摘がございました。そして、これは平成30年度、来年度の予算というふうなところでも計上いたしました。これまで三芳町の子供たち、社会科見学の一つとしてちょうど6月、7月期ですか、小学校4年生、これはふじみ野のほうにおいては小学校4年生と中学校3年生というふうなことでエコラボのほうに行って、環境センターの見学あるいは廃棄物処理に関する学習ということをやっておりました。来年度については、環境課のほうで予算計上いたしました。小学校4年生全員が行って、それに伴う夏休みの課題というふうなことで環境ポスター、そちらのほうを事業化できればなということで予算を計上しております。

今ご指摘のとおり、やはり立地的な条件、そのエコパ利用においてもふじみ野市内、そして三芳からは遠方にあるというふうな形で子供たちだけではやっぱり参加できない。エコパのほうにも子供たちが関するイベント等も今エコパのほうでやっております。こちらのほうからの子供たちへの情報提供はいろいろやっておりますが、やっぱりそこが直参加者のほう、要するに若い人たちの参加にはつながっていない現状がありますので、今後いろいろご意見をいただきながら施策に反映していければと考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。当初予算に関係しておりますので、余り内容には。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（3）番を終えさせていただきます。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、昼食のため、協議中でございますが、休憩をとります。

（午後 零時03分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時10分）

---

◎平成30年度三芳町中学生海外派遣事業について

○議長（抜井尚男君） 休憩前に引き続き協議を行います。

続きまして、(4)番、平成30年度三芳町中学生海外派遣事業について、こちらはどなたかな、説明は、学校教育課参事兼課長、お願いします。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 学校教育課の佐藤でございます。平成30年度の中学生海外派遣事業についてご説明を申し上げます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。これまでも教育委員会では中学生の海外派遣の事業といたしまして夏休みにマレーシアのAPSS（アジア・パシフィック・スマート・スクール）のほうに生徒を派遣し、ホームステイを通し学校での授業参観等を行ってまいりました。平成30年度は、その方法、それから行き先等を変更したくご説明を申し上げます。

ごらんいただきたいと思いますのですけれども、まず派遣時期が大きく早まりまして、5月6日、日曜日から5月13日の日曜日ということで7泊8日の予定でございます。時期が変更になった理由といたしまして、派遣内容がこれまでの夏休み中のAPSSへの派遣から、町が姉妹都市提携を結びましたペタリングジャヤ市が主催するインターナショナル・ユース・リーダーシップ・プログラムというものがございまして、こちらへの参加のご案内をいただいたというところでございます。この内容といたしましては、三芳町の中学生だけではなくて、インドネシア、中国、韓国、そしてマレーシア、地元の国からもそれぞれ10名ぐらいずつのチームで参加をして交流をしながら、自国の紹介や共通で自然体験、英語学習、それから自国の紹介等々をしていくというプログラムでございます。

費用に関しましては、三芳町からの海外についての補助金及び生徒個人負担金ということになっておりますけれども、それ以外の滞在費等に係る経費については、向こうのペタリングジャヤ市が持っていただけるということでございます。ここでご説明申し上げたいのは、本来ですと夏休み中の事業でございましたので、新年度になってから4月から海外派遣の実施委員会を立ち上げまして、4月、5月と選考を重ねて行く中で6月あたりに結団式、そして事前の学習会、帰ってきてから事後の学習会ということになるのですが、5月からの派遣ということになりますと、もう既に募集を始めなければいけないような状況になっておりまして、ちょっと見ていただきたいのですが、12の備考のところにも今後の予定ということでもありますけれども、このぐらいのスケジュールで進めていかなければならないかなというところでございます。

ということになりますと、新年度の事業で予算等も組んでお願いするところでございますが、まだ議会、予算も通っていない段階ですけれども、準備行為として実施委員会を立ち上げ、生徒募集の案内を保護者のほうに配り選考を始めていかなければならないということで、これをご了承いただければと思ひまして本日、説明の機会を持っていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 室長、ありますか。

○秘書広報室長（佐久間文乃君） 秘書広報室長の佐久間でございます。

こちらのほうは皆さんご存じのように、12月にペタリングジャヤ市と姉妹都市提携をした際に、市長さんみずからリーダーシップ・プログラムにぜひ参加をしていただきたいというお話がございました。その前に事前に視察、こちらのほうに調印式に来るために事前に市長のナンバーツーの女性の企画担当の方がいらっ

しゃったときにも、ぜひリーダーシップ・プログラムに参加してほしいというお話がありまして、今回、その姉妹都市提携の調印式のときにも市長からお話ししていただいた内容で、いろいろこちらのほうでも調査をさせていただきまして、去年から始まったリーダーシップ・プログラムなのですが、とてもいいメニューでございました。そして、5カ国の子供たちとの交流もそうそうないことなので、ことしはAPSSにいつも海外派遣をさせていただいた事業を今回におきましては、こういう形でさせていただきたいなということがきっかけで、予算のほうもそういう形で学校教育のほうで計上させていただいたということがそもそものところでございますので、どうしてそういうふうになったかということで私のほうもこちらのほうの全協のほうに説明に上がったという次第でございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 4番の平成30年度三芳町中学生海外派遣事業についてということでございます。説明いただきましたが、事業の開始に伴い準備が少し入るということで、その辺のことを今説明を多分していただいたのかなというふうに思います。

これは来年度の当然予算計上に入っていますので、皆さんのほうから何かお聞きしたい点等ありましたらお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

派遣時期が5月6日から5月13日というふうになっておりますけれども、この中の毎日の過ごし方の日程の詳細というのは、議会最中には提示はできるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 一応6日から13日までの内容として、予定としては向こうから提示されたものがございますので、お示しすることはできると思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、ぜひそれはまた印刷でも結構ですので、提示していただきたいと思います。

あと創作発表活動等とありますけれども、これは担当課としてはどのようなことをしていくかという、そういったところも議会最中までには考えているのか、今もしそういうのがあればあれですけども、もしなければ議会最中にそういったことを問い合わせしても答えられるのかどうかお尋ねします。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

大きくは2つあるように聞いております。1つは、参加した各国が自分の国のことを文化だとか、国の様子をお互いに発表し合うプレゼンテーションとして20分程度のそれぞれの国の発表をしてほしいというようなことを聞いております。それについては出発前に事前学習ということで、こちらで学習をしていく予定でございます。向こうでのグループワークというのがございまして、どういうグルーピングになるかということとはちょっとわからないのですが、それぞれで昨年度は詩を創作して、それを英語で発表するというような学習会のような形をとっていたということを聞いております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） 予定の関係で、2月23日から3月9日までが応募期間ということになっておりますけれども、応募し始めたその日に保護者の説明会はやるのですか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 既にきょう説明をさせていただきました、ご了解をいただいた時点で各保護者向けには応募用紙等は配付させていただきたいなと思っております。この保護者説明会は参加が決まった保護者ではなく、この海外派遣はどんなものだろうということで興味を持たれた保護者全員を対象にして行うものでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

基本的には当初予算審議のときに詳しく審議だと思うのですが、その前に平成29年度中の何らかの予算の執行というのはあるのですか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 事前学習等だけでございますので、特にございません。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するにお金として出すものはないけれども、人件費はかかるという認識はあると思うのですが、職員の人件費も一切かからないわけですね、働いているわけですから。ないですと言われるとどうかなと思うのですが。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 学校教育課の担当の者が説明会に出かけますので、それについての人件費ということであればかかることになると思いますが。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するにそこら辺がちょっとどうなのかなと思うところがあるのですが、平成29年度中には一切そういう事業計画がなくて、平成30年度から始めるのに準備行為として仕事として職員がそのことに当たってしまうということが本来正しいのかどうかというのはどうなのですか。

○議長（抜井尚男君） では、後ほど答弁をお願いします。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今の件なのですが、本来は29年度から事業を開始するわけですね。準備行為だろうが何だろうが、事業開始ですね。だったら3月に補正でも何でも上げて、繰越明許すればいいわけですね。その辺が最初、実際には人が動くわけですね。動く、その仕事につくということは、原価が発生しているのです。そこの認識がす

ごく甘いのではないかと私は思うのです。何で3月で補正でも何でも上げておけば別に堂々とやれる話だと思ってくれるけれども、ここでもし何か文房具の一つでも使ったらおかしなことになるわけですよ、厳密に言う。

〔「紙使う」と呼ぶ者あり〕

○議員（山口正史君） 電気代はいいけれども、何か使ってしまうと、それは事業としてやっていない、認められていないことに関して何か使ってしまうということになるので、本来非常によろしくないと思うのだけれども、その辺の見解はどうなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 答弁ありますか。ほかにもございますよね。今の答弁はちょっと後でお願いします。では、ほかに。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。ありがとうございます。

選考のところで第1次選考、また第2次選考という形で、これはいつぐらいの日程が決まるのか教えていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） あくまで予定でございますが、この第1次の選考の締め切りが3月16日を予定しております。3月24日を第2次選考というふうに今のところ予定しております。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 済みません、私何点かあるのですけれども、皆さんの質問とかぶらないといいのですけれども。

まず、今回宿泊が市内ホテルということで、ホテルを利用されるということなのですが、今まではホームステイということでコミュニケーション能力だとか、そういうところも期待できるものだったのですが、これが市内ホテルになった理由を教えてください。ホームステイをやめた理由は。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） ホームステイをやめたということではなくて、このプログラムに参加する各国の生徒はみんな同じで、ホテルに滞在するということになっております。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） その件は結構です。

派遣時期なのですけれども、5月6日から5月13日となりますと、各中学校は授業が行われているわけなのですけれども、この派遣されるお子さんたちは、もちろんこれは出席扱いになるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 中学校にも確認をとりまして、出席扱いということにしたいということでございます。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） あともう一点気になるのが、応募期間の中に初めて私立中学校の生徒という記述があるのですけれども、これまでは町内の中学生だけということだったのですが、今回ここを広げた理由を教えてくださいと思います。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 中学生の海外派遣事業に関しましては、昨年度、ちょっと間違っていたら申しわけないのですが、一昨年度か昨年度から全ての町内在住の中学生ということにさせていただいております。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） そうしますと、昨年度またその前の年度も、私立中学校のお子さんが参加をされていたということでしょうか。ちょっと私も認識がなかったものでお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 広く募集はかけたのですけれども、希望者がございませんでした。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

今質問の中にあつた派遣時期のことで、5月6日から13日ということで出席扱いになるということなのですが、その間、授業があると思うのですけれども、その辺のフォローはどのようになさるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） こちらのほうも中学校の校長と確認をとったところですが、個別に数人だけを授業を放課後行う、放課後といいますか、行うということは難しいと思いますが、この1週間分の授業の内容についてはプリント等で生徒には知らせ、個別に質問に來たりした生徒については対応していくということでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

この事業、1月23日に町のホームページのほうでも提示された平成30年度新規事業予算のほうで載っていたのですけれども、そのときは事業内容で各種プログラムへの参加の次にホームステイと書いてあるのですが、今のご説明聞いているとホームステイはしなさそうなのですけれども、しないということでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） このセットの派遣に関しましては、ホームステイはございません。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） また、このリーダーシップ・プログラムというのは昨年からは始まった事業だそうなのですが、昨年は参加国としてはどういった国が参加したのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

日本と現地を除きますと、中国、韓国、インドネシアでございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。さすがに毎年この時期だと、去年はないと思うのですが、昨年のこのプログラムとかいうのは町内の引率する教育委員会とかそういった方、誰もプログラムの詳細、説明などを見ても実際にどういうことをやっているかというのは見ていないということでよろしいですね。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

昨年度実施されたところには誰も参加してはいないのですが、この事業を実施するに当たりまして、1月の終わりから役場の職員が1人現地に行きまして内容を聞いてきたところでございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。今までは同じマレーシアですが、APSSのほうへ行って、ホームステイをしてもらって、生徒さんには各マレーシアの家庭で基本的には生活してもらうという意味で、そういう意味では向こうの現地の文化とか生活習慣にも触れて、そういうのが私なんかは国際交流とか国際理解を深めることかなと思ったのですが、今回これを見ていると、やはりホテルに入ってしまうので、いろんな、少なくとも日本以外の4カ国の同年代の子たちと触れて一緒に事業とかプログラムをすることはあっても、それ以外の時間はもしかしたら同じ三芳の中学生同士で集まってしまったりしてしまうこともあるのかなとちょっと、それは時間がもったいないかなと思うところもあるのです。結構時期的にも急ではないですか、今回ここで説明している理由にしても。ですから、例えば今度は町のほうで実際見てみて、これは今までのホームステイよりもいいなと判断した上で次年度という考えもあったかと思うのですが、当然姉妹都市提携を結んだからというのはありますでしょうけれども、こうやって急いで今までの事業に変わってこういったプログラムに参加させるというのは、今までの交流事業よりもこちらのほうが明らかに生徒たちにとっては国際交流の体験や英語学習の推進になると判断した上でということよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

決してAPSSの派遣の内容が悪かったとかということではないのですが、今回ご紹介いただいたプログラムをみましても、非常に体験活動等が多岐にわたっておりまして、子供たちもいろんな経験が積めるのではないかと、どっちがよくて、どっちが悪いというような判断ではないのですが、こういう姉妹都市提携を結んだことをきっかけにご紹介いただいたプログラムがあるということで、そちらにシフトさせていただいたということです。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。どっちがよくて、どっちが悪いということではないのであれば、こうやって今回、私たちも、えっ、きょうから配布ですかというような急なスケジュールではなくて、ちょっと1年、1回、余裕を持って、あらかじめこういうことを今度切りかえようとしているとかという報告があ

って、1年繰り越してからでもよかったのかなと思ったので、さぞかし今までのAPSSに行っていたよりもはるかに有効なことなのかなと思って聞いたのですけれども、では決して当然同じ事業ではないから別ですけれども、これはこれで派遣される中学生にとってはとても貴重な体験になると判断したということではないですか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

個人負担金3万円ということなのですが、町の予算からすれば10人分でもそう大きな金額ではないと思うのですけれども、個人負担を設ける趣旨、理由をお尋ねいたします。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

これまでもAPSSへの派遣をしていた場合は、個人として6万円の個人負担をいただいております。およそ総事業でかかるものの何割ということで負担をいただいていたところなので、今回もその全体の経費の中から見てこのぐらい負担していただくのが適当ではないかということをお願いをするところがございます。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 3万円という額、普通の家庭にとってはマレーシアまで行って体験できるということで、大きな金額ではないと思うのですけれども、家庭によってはやはり、例えば生活保護・要保護家庭にとっては大きい金額かもしれません。そういう場合、本人が行きたい、でも、ちょっとうちの家庭の事情を考えるとという、もしかしたらそういうご家庭もあるかもしれません。そういう場合は何か配慮をいただけるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） この海外派遣事業に関しては、特に補助等は考えておりません。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

特に考えていないということですが、もしそういうご家庭からお話あれば、何か今後考慮したいとか、そういうようなお気持ち、考えはあるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

今、金額あるいは財政的な裏づけというものは何もございませんので、補助できるということを今お話しするのは難しいと思います。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

私から先ほど説明の冒頭に、今回だけこのインターナショナル・ユース・リーダーシップ・プログラム2018とお聞きしたのですけれども、今回初めての試みだと思いますけれども、今回だけという今の段階でよろしいでしょうか。これをきっかけにこの企画が毎年あるかどうかまだわからないですけれども、どうしてお考えなのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

もちろん主催されるペダリングジャヤ市のほうで、この事業を中止されるなんていうことになったら参加できなくなるわけなのですけれども、まずことし参加してみて、生徒にとって活動内容が余りにもハイレベルだったとか、肉体的にといいますか、非常にきつくて、とても日本の中学生ではきついなんていうような状況がありましたならば、また内容も、派遣も考えなければならぬと思うのですけれども、まずことし初めてのことでですので参加をして、その結果を見たいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

そうしますと、先ほど鈴木議員がおっしゃっていましたが、もう少し最初の初年度は視察に行って職員の方で体験をされてからの検討でもよかったのかなというか、体験してみないとわからないという試みも大事なのではいけれども、そういうところも少しは今後の念頭に入れていただきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ご説明ありがとうございました。5カ国交流ということで、ほかの4カ国、地元を入れて5カ国なのですけれども、来られる方という年齢というのは、こちらは中学生が行くのですけれども、ほかの国というのはどのような状況なのですか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

14歳から16歳の子供と申しますか、学年の子供でありますので、多少国によって学校の制度が違いますので、日本でいいますと14から16と申しますと中2、中3、高1に当たる学年になるかと思えます。そんなわけで日本でいいますと中2、中3を対象にということでございます。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

ちなみに、保護者の方にご説明するときに、5カ国の方が集まってやるという趣旨と、あとどういう年齢層の方が来るというようなことは説明されているのですか。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） そのことも含めまして、今度の保護者説明会を開催させていただいた際にお伝えしたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

去年もちょっと聞いた覚えがあるのですが、派遣の人数として10名（三芳町に在住する中学2・3年）とあります。ということは、マレーシア人でもいいということですね。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） もしそういう応募がありましたら選考には入ると思いますが。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 三芳の住民の税金を使っていく部分はありますよね。前も言いましたけれども、やはり日本国籍に限るべきだと私は思っているのです。さらにちょっと広げれば、三芳町に納税している外国人でも構わないですけれども、少なくとも全然関係ない、あるいは反日の人間を送り込むなんていうことになるのとんでもないことだと私は思っています。これは主義主張の違いなので、これ以上は言いませんが、さっきすごく気になったのは、派遣事業が今回だけなのかという細田議員の質問に対して、過度にオーバーワークになったりレベルが高かったらやめますと、それは子供を実験台にするわけですよね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 答えにくそうなので。本来は多少金かけても、これは前の事業と全く違うという認識は多分ないのだろうと。単にマレーシアに送るから何でもいいやという感じがすごくするのです。この内容を見ますと、多分マレーシアで行われる一般的にはフォーラムだとかセミナーの参加に近いのです。前に、今までやっていたのはホームステイですから、内容が全然違うわけです。違う内容の事業のくせに、単に中学生をマレーシアに送るからということだけでどんと入れかえてしまったという印象が物すごくするのです。本当にこれが有効なら別に私文句は言わないけれども、だれも検証できていない。さっき課長がお答えになったように、オーバーワークになるような形だとか、レベルが高かったらやめますとという話ということは、今この内容の把握が全くなされていないでぽんと変えた。先ほどから皆さん言われているように、1年、今回これに誰か職員を充てて参加させて、それで判断するのだったら私わかります。多分この内容を全部細かく聞いていても、誰も答えられないのだと思うのです。単に姉妹都市になったからというだけどころ物事を変えるべきではないと思うのですが、その辺に関して学校側の、学校教育課としての担当部局としての見解をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） お答えいたします。

初めての内容ですので、一つ一つを細かく見て、体験してということではございませんけれども、昨年度の参加の様子の映像を見させていただいたり、職員が行って活動の内容をある程度聞き取りしてきたところでは、十分中学生たちでも体験できる、参加できる内容だということを聞いております。

また、随行に関しては、日本チーム専用の通訳やメディカルのチームが同行してくださるというようなお話もいただいております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 実際に映像がどこまで映っているのか私は見ていないから知らないですが、準備段階とかいろいろあるはずなのです。ただ、内容的にホームステイとこういうフォーラムに参加するのは全く違うのです。多分フォーラムではないですよと言うだろうと思っておりますけれども、フォーラムにきちんと参加されたことがありますか。そこで発表されましたか、ご自身が。違いますよ、全然。いろんな学界のフォーラムありますよね。

それと、ホームステイは全然違うのです。ホームステイはその国の生活、文化、そういうものに触れるという大きな目的があって、これはフォーラムとかこういうユース・リーダーシップ・プログラムなんかでは絶対得られないところなのです。それを同列に考えて、はい、こっちのほうがいいですねとやること自身、学校を担当する部局として私はおかしいと思っておりますけれども、どういう視点からこれを選んだのかなというのが全然わからないのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（佐久間文乃君） 済みません。今の段階でご不明なことはちょっと重々わかります。総合教育会議を2回させていただいて、このことについて教育委員さんにも見ていただきました。まず、YouTubeで10分弱の去年の動画がありますので、そこを見ると大変リアルにすぐわかる状況でございます。リーダーシップ・プログラムとは言いながら、マレーシアの外に出てエコチャレンジということで森林での体験とかキャンプ場での活動とか、あるいは地域での奉仕活動とか、あとはもちろんベトロナスツインタワーとかを見に行ったりとかして、今までもやっているホームステイでのマレーシアの内容を見たりとかということもあります。

今回大きく違うというのは、やはりおっしゃるとおりホームステイではなく、ホテルで滞在ですけれども、5カ国の子供たちと交流をするというのが大きな意味があるということで、これから国際交流でリーダーになるような形のこういうプログラムを去年からやっているのです、ぜひということで紹介させていただいたわけですが。それでも私たちは、最初はどのようなものと簡単にはい、ただ旅費だけ出せばいいからということではなくて、しっかりと内容を検証させていただいて、そしてその10分ぐらいの動画も見させていただいて、そういう中で、今までのやっているやつと、これと、こっちがいいとかそういうわけではなくて、今回に関してはこの内容も大変いい内容だと、素晴らしい内容だということを確認できましたので、総合教育会議にかけさせていただいて、教育委員さんにも認識をしていただいたということです。

また、同行のほうは、今教育長に行っていたらこうというふうに考えておりますので、しっかりと見ていただいて、生徒を扱っている佐藤参事からは、オーバーワークとかそういうふうな言葉は出ましたけれども、実際きちんと見ていますし、教育長も行きますので、メディカルチームみたいなものもつけてほしいとか、そういうこともきちんとお伝えして、あとほかの国の方たちは割と英語が堪能なのです。でも日本人はなかなか難しいので、それで通訳もお願いしたというような状況でございますので、一応万全を尽くした中で参加をしたいというふうに考えて、こういう形になりましたので、済みませんがよろしくお願いたします。いつもよろしくお願いたします。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 不思議というか、よろしくお願いたしますと何で秘書広報が言うのか。学校教育課の話です。子供たちの学習の話です。何かぐちゃぐちゃになっているような気がしてしょうがないのですが、

ペタリングジャヤ市との姉妹提携、これはこれでもって別に反対はしません。それと教育とぐちゃぐちゃにして、何か文化交流だみたいな話はやめていただきたいのです、私は。だから今までの従来どおりのホームステイというのは歴史もあるわけですから、それはそれとして継続して、ただこれが新しく出てきたらきちんと検証して、さっきから10分間のユーチューブとおっしゃいますけれども、7日間の滞在のやつ、たった10分でどうやってユーチューブで全貌がわかるのか私は理解できないのですけれども、やっぱり手順がとにかくこれおかしい。少なくともここに上がってくる、これからいわゆる新年度予算にも検討するのですが、その部分からしてもおかしい。

さっき言ったように、臨時会でも開いて、とっとこの説明をして、この予算を通して、それで当然繰り越してきますから、来年度分に実施するのであれば。少なくとも今年度の予算というか、当初予算の中の事業計画にすら載っていないことを進めようとしているということは、おわかりになりますよね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（山口正史君） 載っているという見解ですか。違いますよね。ホームステイのやつは載っていますよ、もちろん。それ実施されましたよね。これはまるきり別物ですよ。ホームステイではないですよ、さっきから。この事業計画は全くどこにも存在していないのです、今まで。にもかかわらずやろうと、先行でもって走ろうとしているわけです。ごめんなさい。秘書広報課でぐちゅぐちゅ言わないでください、私、学校教育課長に聞いていますから。

〔「もう予算審議ではないの」と呼ぶ者あり〕

○議員（山口正史君） だよ。これおかし過ぎる。何で臨時会開いて事業計画載せなかったのですか。そこだけはきちっと答えてほしい。

○議長（抜井尚男君） 答弁ありますか。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 大変申しわけありません。30年度の事業でありますので、30年度予算に計上したところでございますので、今おっしゃったようなところの認識はございませんでした。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

さっきの話なのですけれども、要はこれだけ始まってしまったら予算だめですよと言えないですよ、正直なところ。もう選考始まっていますとなったら、例えば普通の業者との話だったら、もうそれを前提にやっていますからなれているし、予算通りませんでしたとかとなるかもしれないのですけれども、一般の住民の方に対してこういうことやります、説明会やります、それで選考します。選考、そういうのが始まった中で予算がちょっと通りませんでしたなんていう話にならないのです。だからやるのであれば、ちゃんと手続を踏んでいただいてやっていただければ、しかもこういうタイミングでやるのではなくて、これにしてももっと早い段階で説明とかあれば違うでしょうし、こんな定例会直近になって言われたところで、何にしかならないと思うのですけれども、30年度の事業でやるのだったら、では30年度からやればいいのではないのとなるのではないのでしょうか。なぜ29年度からこうやって、もう準備行為だけではないです。もうだって実

際の事業に入ってしまったっていますよね。それは違うのではないのというだけなのです。やること自体は、僕自身は海外へ行っていろいろな体験するのはいいのではないのと思うのですけれども、ただやり方としてはどうなのと思っているだけなのですけれども。

あと、いろんなことは、もっと予算審議の中で言いたいのですけれども、本来29年度中にやることではないのではないのでしょうかと言っているだけです。いかがなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 答弁ありますか。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） まだ実際保護者に募集要綱を配布したわけでもございませんし、まだまいてるわけではないので、ですので事務の進め方がまずいということで、新年度の事業のほうがということでご意見いただければ、そこでまた……

〔「今意見はしていますけれども」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 実際ここでご了解をいただいた時点で進めさせていただくものだと思っていましたので。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議会のことはよくご存じないのかもしれないのですけれども、全員協議会で了解を出すとかそういう話はないので、そういう認識はちょっと困るのですけれども。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時57分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午後 1時59分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、今ご説明をいただきましたので、それぞれ担当課からの説明、また議員それぞれからのお話もございました。その辺を加味していただいて、どのようにされるかはまた検討していただくようになるのかなというふうに思います。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、一旦4番については閉じさせていただきます。

暫時休憩いたします。

（午後 2時00分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

---

◎厚生文教常任委員会

○議長（抜井尚男君） それでは、協議 1、2、3、4 番まで終わりましたので、4 番の報告事項に移らせていただきます。

まず最初に、厚生文教常任委員会から報告をお願いいたします。

岩城委員長。

○厚生文教常任委員長（岩城桂子君） 岩城でございます。厚生文教常任委員会からご報告を申し上げます。

1 つは、県外視察、そして町内視察ということで 1 月 17、18 日には委員会として県外視察をしてまいりました。それで 17 日には愛知県の江南市で、学力向上のための支援事業について視察をしてまいりました。18 日には愛知県高浜市で学習等の支援事業について調査研究、視察をしてまいりました。

それから、町内視察でございますが、これは 2 月 7 日の日にはタブレットの活用について上富小学校、それから A L T の活動状況について藤久保中学校を視察をして、現場の状況を把握をしてまいりました。

それから、2 月 5 日でございますけれども、厚生文教常任委員会で小中学校のトイレの洋式化についての要望書を議長と正副委員長で町長のほうに要望書を提出してまいりました。そのことをご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ただいま岩城委員長から厚生文教常任委員会の報告がございました。

何か皆さんからご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ閉じさせていただきます。

---

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、報告事項 2 番の議会広報広聴常任委員会、安澤委員長、お願いします。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 安澤です。議会広報広聴常任委員会の決定事項のほうを報告いたします。

本日、資料を 4 枚ご用意いたしました。それに沿ってご報告いたします。まず、ふれあい座談会についてでございます。ふれあい座談会、内容的には大体同じなのですが、まず時間配分についてでございます。議会報告会が 40 分、その質問が 20 分、休憩 10 分挟んで意見交換会。今回もワークショップ方式で 60 分行います。各班発表を 20 分とし、合計で 2 時間半を予定して開催をいたします。

順を追ってちょっと説明しますが、前回のワークショップにおいて呼称のほう「島」としておりましたが、「班」とすることとなりましたので、ご了承いただきたいと思えます。それから 1 班、こちらも前回同様ですが、1 班参加者 6 名と議員 2 名を基本とし、参加人数の状況に対応していくということで、議員 2 名については書記、そして司会進行等をやっていただきたいと思えますので、お願いいたします。

続いて、藤久保公民館において席の配列を若干変更させていただきました。お手持ちの資料の配列、藤久保公民館のほうを見ていただきたいと思うのですが、以前は舞台を背に議員席を設けておりましたが、窓側のほうに移動したほうが少しゆとりがあるだろうということがありますので、窓側を背にして、なおかつ班を 6 班加えて、こちらのほうが少し班と班の間も広く使えるのではないかなという意見ありましたので、

配列のほうを変更しましたので、よろしくお願いします。

竹間沢、中央公民館については、前回同様の配置となりますので、よろしくお願いします。

それで、藤久保公民館においてなのですが、今回幅広く参加していただきたいというもとの、手話通訳の方を社会福祉協議会のほうにお願いして、藤久保公民館においてですが、手話通訳のほうをお願いしております。

それから、議会報告会の質問の時間ですが、参加者からの質問についての回答で、ちょっと議員が座って回答していた感があるかと思います。今回に関しては、やはり質問者に対して回答する議員は立って回答するように決まりましたので、その旨お願いいたします。

続いて、座談会参加者についてでございますが、前回は名札のほうをつけておりましたが、そちらの名札のほうが見えづらいということもありましたので、受付でタックシールのほうを自分で名前を書いていただきたいと思っております。なお、名前を公表したくないという参加者の方もいらっしゃるかと思っております。その方には無理にお願いしないということで決定いたしましたので、お願いいたします。

席分けについてでございますが、昨年同様、受付にて班を指定して、議員が誘導するものとしませんが、やはり一緒に来た方とどうしてもというような方がいらっしゃるかと思っております。前回もあったかと思っております。なるべくいろんなかたまりのないようにはしたいのですが、あえて希望がある場合は、その辺は考慮するというので決まりましたので、お願いいたします。

続いて、意見交換会、ワークショップ方式で行う意見交換会についてですが、前回は模造紙、ポストイット等を利用しておりましたが、今回は使用せず、より時間もありますので、いろんな聞いていただきたいということもございまして。かわりに書記がメモをとるための用紙A3を5枚程度用意しますので、そちらのほうに意見交換会のメモ等をしていただき、発表の際にはそれを利用していただいて発表していただくということをお願いいたします。

続きまして、アンケート用紙についてでございますが、今までアンケート用紙の裏面には質問票ということをつけ加えておりましたが、この質問票はつけないことと決まりました。かわりに提言記入票等をつけるということに決まりました。なお、会場のほうに事前に質問や意見などをお持ちよりになる方がいらっしゃるかと思っておりますが、その方々の質問書、意見書等は一度受け取りまして、議長の判断により扱いのほうを決めるということと決まりましたので、お願いいたします。

続きまして、議会報告の班分けについてでございます。これについては、期数、それから会派、委員会等を考慮して班構成を決めました。1班については、抜井議長、菊地議員、小松議員、鈴木議員、本名議員、細谷議員、吉村議員、岩城議員となっております。2班については、抜井議長、増田議員、井田議員、私、久保議員、内藤議員、山口議員、細田議員となっております。なお、各班代表については議長にお願いすることとなりましたので、お願いいたします。

続いて、役割分担についてですが、もう一紙別紙のほうに1班、2班と分けたものを用意いたしました。これについて、この全員協議会終了後に各班分かれていただいて、班役割とワークショップの班、これについては司会者以外が入るのかなと思いますけれども、その辺は班で決めていただいて役割分担を決めてください。

そして、全員参加の藤久保公民館についてでございますが、1班、2班の各担当者が決まりましたら、そ

の担当者同士で全員参加の藤久保公民館の役割のほうを決めていただきたいと思いますので、それについてもお手数ではございますが、よろしく願いいたします。

続いて、周知方法についてですが、基本従来どおりの括弧に示されている回覧板等になります。なお、若い参加を促すために学校、保育所にもチラシを置かせていただきます。なお、各議員におかれましては、やはり参加者の呼びかけのほうもあわせてお願いしたいと思います。

駅頭についてでございますが、チラシとポケットティッシュのほうをご用意いたしますので、そちらのほうを配布をお願いいたします。鶴瀬班、みずほ台班等ごらんのとおりに分けましたので、こちらのほうをこのように班分けさせていただきましたので、ポケットティッシュ配布の時期等が決まり次第、各班で分かれて日程のほうを決めていただきたいと思います。

ふれあい座談会の報告については以上でございます。

続いて、3月定例会の駅頭チラシ、なおポケットティッシュの配布についてでございます。3月定例会においてもチラシとポケットティッシュの配布を駅頭でやることに決まりました。鶴瀬班、みずほ台班、記載のとおりでございます。そして、日時のほうなのですが、2月26日、27日、28日の午前、午後ということになっております。各班に分かれていただいて、各班2こまを決めていただきたいと思いますので、全員協議会終了後、まずこちらの駅頭のほうを鶴瀬班、みずほ台に分かれていただいて、日程と午前、午後を決めていただいて、決まり次第、次は議会報告会の1班、2班に分かれていただいて役割分担を決めていただくというような流れで行っていただければスムーズにできるのかなと思いますので、どうぞ協力のほどお願いします。

以上が議会広報広聴常任委員会の報告です。以上です。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。議会広報広聴常任委員会から議会報告会について主に、それと3月定例会駅頭チラシとポケットティッシュの配布についての説明がございました。

皆さんから何かご質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、次に移らせていただきます。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、3番、議会運営委員会、小松委員長、お願いします。

○議会運営委員長（小松伸介君） 小松です。議会運営委員会からは3点ほど報告をさせていただきます。

まず、お手元のほうに配付をさせていただきました平成30年度予算資料の請求ということで、大変皆様には短い期間の中で予算資料の請求のほうをお願いしてしまったこと、まずもっておわびを申し上げたいと思います。本来であれば1月の全協のときにお示しができればよかったのですが、ちょっと短い期間になったこと大変申しわけありませんでした。一応2月9日までに皆様からいただきまして、その後まとめてこちらのような形で、黒丸が今までのもの、白丸が新しいものという形で、これを出させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

2点目が、三芳町議会政務活動費の経理方法及び使途基準細則ということで、以前に皆様にお示しをさせていただきますまして、ご意見を頂戴いたしました。それをもとに、また議会運営委員会のほうで協議をさせて

いただきまして、政務活動費の用途基準について決めさせていただきました。お配りをさせていただいた細則のとおりなのですが、大きな変更点といたしましては、自家用車またはレンタカーを使用できる場合は、自動車任意保険に加入をお願いしたいということと、あと複数人同乗の場合は公共交通機関を利用するよりも安価な場合は、こちらオケーというようなところ。

それと、あと備品に関しては、以前委員会の中でもプリンターはだめではないかみたいな議論もあったのですが、なかなかそだけ規制するわけにもいかないだろうということで、条例とも照らし合わせながら、一応プリンターの購入もこの段階ではできるという形にはなっております。

また、追加させていただいたのは、事務消耗品費の中の議員個人が年間に必要な数量を限度とするということで、ちょっと去年の政務活動費を確認させていただいたところ、かえしんが100本というような記載がありまして、年間で使う分にはちょっと多過ぎるのではないかというような議論がありまして、年間で必要な数量を限度というようなことも入れさせていただいております。

また、最終年度に事務機器の備品等の購入は、議員の任期の最終年度では購入できないと。ただし、所有する事務機器等の故障、または盗難などやむを得ない場合で議長が認めた場合は、最終年度でも購入は可能という形で決めさせていただいております。その他何か、あとはこの内容を見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目が、休日議会についてなのですが、この3月定例会でも休日議会をやらせていただくことになります。昨年度は一般質問を対象にやらせていただいたのですけれども、委員会のほうでもいろいろお話をさせていただきまして、第1希望といたしましては定例会の最終日をやりたいということで委員会のほうではお話があったのですが、議長のほうに執行部との調整もしていただきまして、今回は3月11日の予算特別委員会を対象として行わせていただきたいと。最終決定はあさっての議会運営委員会、2月22日の議会運営委員会で決めさせていただきますが、一応方向性としてはそのような形で進めているということをご報告をさせていただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会運営委員会からの報告でございました。

何か皆さんからご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 済みません。追加です。3月11日に予算特別委員会をやらせていただくときに、東日本大震災の黙祷を一応そこでやらせていただこうというふうな考えでもおります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにはよろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この政務活動費に関して、これはこれで決定なのですか。

○議長（抜井尚男君） 小松委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） はい、議会運営委員会で決定をさせていただきましたので、決定ということです。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

決定ということは、今渡されただけなので、中まだ見ていないのですけれども、これで本当にいいのかなという部分が今説明聞いている中でもあったのですけれども、条例との整合性が本当にあるのかな。最後、特に4年目に機器を買ってはいけないとかいう部分、これはやむを得ない場合、議長が認めた場合はいいということが非常に曖昧ではないかなと。むしろ実際に買って計上したのに対してだめだと言えるのかどうか、それを聞きたいのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） ありがとうございます。議会任期の最終年度では購入できないというところ、委員の皆さんからも意見があったというところで、最終的には議長が認めた場合はオーケーということにはなるのですけれども、やはりこの規定は委員の皆さんからも載せたほうがいいという強い意見とか何というかそういうところがありまして、今回この中に記載をさせていただきました。確かに菊地議員がおっしゃるとおり、曖昧と言えば曖昧なのかもしれませんが、一つの基準ではないのですけれども、一応そのような形で今回入れさせていただきました。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、もしそれで最終年度に計上した場合にだめだと言えるのかどうかです。

○議長（抜井尚男君） 小松委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） あくまでも議長が認めた場合はオーケーということです。先ほどお伝えしたとおりです。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、議長が認める、認めないにかかわらず出したものに対して、それはだめですよと言えるのかどうかなのです。返還せよと言えるのかどうか。でも、これは条例で認めている中でやっているの、いいのではないかとされたときに、本当にこれが細則で言えるのかどうかなのです。そこまで制限する必要があるのかどうか、どうなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 暫時休憩をいたします。

(午後 2時20分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午後 2時39分)

---

○議長（抜井尚男君） 議会運営委員会の報告に対しまして何かほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、議会運営委員会の報告は閉じさせていただきます。

---

### ◎政策検討会議

○議長（抜井尚男君） 続きまして、4番の政策検討会議、井田副議長、お願いします。

○副議長（井田和宏君） それでは、政策検討会議のほうから報告をさせていただきます。

前回の全員協議会からの進捗ですけれども、まずは1月24日にサポーター会議を行いました。内容については、課題が出ましたので、それに対する解決のための手法をワークショップ形式で協議をしていただきました。その後、2月13日には第14回目の政策検討会議を行いました。内容につきましては今度2月21日に迎える第5回目のサポーター会議の進め方について協議を進めてまいりました。

そのほかには2月16日に小川町に視察に行きました。内容としては、おがわまちなか散策ツアーというのに参加してきました。要はボランティアガイドさんがいて、その方たちが小川町の中を散策をして、ガイドをしてくれるというものでありまして、そのツアーに参加をしました。サポーターの皆さんと議員と事務局も含めて15名で参加をしてまいりまして、3班に分かれて5名ずつで参加をし、その後、にぎわい創出課というところの担当課から説明を受けてまいりました。非常にガイドに対する認識については勉強になりましたし、難しさを感じたところでもございます。これについては今後に生かしていきたいと思っております。次回については、2月21日に第5回目の政策サポーター会議を開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

政策検討会議の報告に対しましてご質問。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

いろいろと回数も多く、大変な作業をやっていらっしゃるなというのを感じているのですが、先日、2月16日に小川町へ視察という形で行かれたということなのですから、視察することはすごくいいことだとは思いますが、議員には、これは公務災害が、補償がついているということでもよろしいでしょうか。そうすると、サポーターの皆さんは、万が一のときの保険というか、そういうのは掛けておられたのかどうか、その辺についてお教えいただきたいと思えます。

○議長（抜井尚男君） 事務局。

○事務局長（齊藤隆男君） 事務局がお答えいたします。

こちらにつきましては、やはりサポーターの方、公務災害の適用がございませんので、傷害保険のほうを掛けさせていただきました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、その他に移らせていただきます。

---

### ◎その他

○議長（抜井尚男君） その他、皆さんから何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 議員の皆さんからはよろしいですか。

それでは、事務局から。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、事務局より平成30年度の議会費の予算概要について説明させていただきます。

目的別の予算書の35ページ、もしくはお配りした予算書の写しをごらんください。なお、事業概要や積算根拠等につきましては、後日配付予定の事業別予算書を参照していただきたいと思います。

平成30年度議会費の予算額は、対前年度39万3,000円の減、率にして0.3%減の1億2,857万3,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、増の要因としましては職員勤勉手当が支給月数の変更により11万3,000円の増、同様の理由により議員期末手当が45万円の増、また後ほど説明いたしますが、新たに備品購入費を18万4,000円計上いたしました。減の要因としましては、議員共済会負担金が負担率の変更により67万5,000円の減、会議録作成委託料が21万6,000円の減、議会だよりの印刷製本費が27万円の減となり、全体では38万1,000円の減となったものであります。

それでは、節ごとにご説明いたします。節1報酬につきましては、前年度同額の4,699万4,000円を計上いたしました。

節2給料につきましては、対前年度20万3,000円減の1,426万5,000円を計上いたしました。

節3職員手当につきましては、対前年度51万8,000円増の2,875万円を計上いたしました。主な要因は、議員期末手当並びに勤勉手当支給月数の増によるものであります。時間外勤務手当につきましては、実績等を考慮し減といたしました。

節4共済費につきましては、対前年度53万1,000円減の2,188万8,000円を計上しました。議員共済会の負担金が29年度が100分の39.7でありましたが、30年度はマイナス100分の1.5の100分の38.2になったことによりまして67万5,000円の減となりました。

節7賃金につきましては、対前年度2万1,000円増の97万9,000円を計上いたしました。これは29年10月より臨時職員の時給が860円から880円に改定されたことによる増であります。

節8報償費につきましては、対前年度3万2,000円増の22万3,000円を計上いたしました。こちらは29年度、今年度より政策検討会議を立ち上げ、政策提言に向け会議を行っておるところであります。メンバーであります政策アドバイザー並びに会議アドバイザーの謝礼5万円の2名分、計10万円と、あと新たに政策サポーター謝礼、年間3,000円の10人分、計3万円を計上したため増となったものであります。

節9、旅費につきましては、対前年度2万円減の25万3,000円を計上いたしました。費用弁償19万9,000円の主な内訳としましては、30年度は2委員会、議会広報広聴常任委員会と議会運営委員会が実施する所管事務調査に要する宿泊費16名分19万2,000円を計上し、普通旅費は2委員会の所管事務調査の事務局職員宿泊費で1委員会当たり事務局2名の随行での旅費を計上いたしました。

36ページをお願いいたします。裏面をお願いいたします。節10交際費につきましては、前年度同額の27万円を計上いたしました。

節11需用費につきましては、対前年度20万7,000円減の286万9,000円を計上いたしました。主な要因です

が、議会だよりが平成29年11月発行から新たに3年間の長期継続契約を締結しましたが、29年度は予定価格を予算額としたため、30年度は27万円ほど減額となったものであります。また、消耗品においては、議員用ヘルメット15個分の購入費として4万6,000円ほど計上いたしました。これは地震等災害が起きた場合に、議員各位が避難所等に向かう際に着用するために購入するものであります。

節12役務費につきましては、対前年度同額の2万円を計上いたしました。郵送料になります。

節13委託料につきましては、対前年度16万円減の587万3,000円を計上いたしました。29年度と同様の業務委託であります。主な減の要因として会議録作成委託料について実績等を考慮し、21万6,000円減の362万9,000円を計上したものであります。

節14使用料及び賃借料につきましては、対前年度5万円減の381万3,000円を計上しました。内容は、2委員会の所管事務調査に要するバス借上料と有料道路通行料などで、議員研修用のバス借上料は今年度と同様、公用車対応とし、今回は計上しませんでした。なお、本会議場設備機器借上料につきましては、60回リースのうち42回から53回分の支払いとなり、残りは7回、平成31年度に支払いが終了する予定であります。

節18備品購入費につきましては、本会議録画用にDVDレコーダー2台を本会議場内モニター室に設置しておりますが、録画の容量であるとか経年劣化等を考慮して今回買いかえるものであります。また、議会だよりの表紙の写真であるとか、フェイスブック投稿写真などを撮影する際に使用するコンパクトデジタルカメラにつきましても同様に買いかえるものであります。以上3点を購入するために18万4,000円計上いたしました。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、対前年度2万3,000円増の219万2,000円を計上いたしました。県議会並びに郡議会負担金のほか、県外視察負担金は県議会が5万円、区長会が2万5,000円となります。政務活動費は前年度同額の90万円となります。

以上が歳出の概要となります。なお、議会ネット中継経費並びに議会だよりモニター謝礼につきましては、今回予算要求をしましたが、残念ながら予算化はできませんでした。

歳入につきましては、雑入のほうに負担分、雇用保険料3,000円のみとなりますので、説明は省略いたします。

以上が議会費の予算概要となります。

○議長（抜井尚男君） 事務局から丁寧に説明がございました。

何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、次に行きます。

それでは、私のほうからまず最初に、午前中、第6次の行政改革大綱に対する意見についてということで、どのように扱うかということを決めずに先に進みました。先ほど皆さんお聞きになったように、政策推進室長からは、議員の皆様からご意見があれば賜りたいということと言って帰られたわけですが、どのように扱うか、それについて決めたいと思います。ご意見をお願いします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

先ほど政策室長がおっしゃっていただいたように、やっぱり各議員個々の意見というのはあると思います

ので、そういった個々に提出したい人はしていくという方法がいいと思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村委員からは、個々議員がそれぞればらばらで出せばいいということですが、ほかには、特になければ、そのようにしますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そのとき、先ほど聞けばよかったのかもしれませんが、パブコメの期間自体がもう終わっているのですよね。だから終わりましたけれども、特別受けますという、一般の方々と同じようにパブコメとして受けますということなのか、それとも議員の皆さんの意見をお伺いしたいということなのか、ちょっとそこら辺がどうなのかなと思ったのですけれども。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

そういう聞き方はしていませんが、あくまでも室長は議員の皆さんからの意見があればという言い方を多分していったと思うのです。であれば、我々議員の意見ということでもいいのかなというふうに私は理解していますけれども、違うという方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） いらっしゃらないようなので、そういう内容でいいかと思います。要はこの件に関して、担当にどのように議会というか、議員から意見を言うかということなので、今あるのは吉村議員の議員がそれぞればらばらに政策推進室のほうに言えばいいということなのですから、それでよろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ばらばらに言うのはいいのですけれども、提出先はまとめたほうがいいと思いますので、1回議長に宛てて出して、それを議長からしかるべき手順をとって政策のほうに行くようにしていただければと思いますけれども。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

室長はああいうふうに言いましたけれども、非常におかしな話だと思っているのです。議会として意見をまとめるというつもりは、私はないです。だけれども、一般の方と我々は特権があるよみたいな形を出してくださいという話になるわけです。一般の方の意見というのも当然パブコメでとじられていますから。やはりそうなると、議長に1回我々提出して、議長からこういう議会の意見、議員の意見があったという取りまとめで議長から出すべきだというふうなことで、今菊地議員の意見と全く同じです。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私も今、お二人の議員が言われたところは同じです。同じで結構です。

○議長（抜井尚男君） 今ある意見は、議員それぞれが私のところに出していただいて、それを私のほうから政策推進室のほうに出すというようなやり方ということでございますけれども、その大枠のやり方は、それでよろしいですか、皆さん。異論はないですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それで、先ほど期日に関しては、何か今月いっぱいぐらいとかと多分話があったと思うのですが、私のところに出していただく時間としては、皆さんどうですか。目安としていつがいいとか何かありますか。もしそれが今月いっぱいなら今月いっぱいということで、政策のほうには私のほうからまとめて、その後出すということをおきますけれども、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、皆さんから今月いっぱいですので、2月28日の5時までに事務局のほうに私宛てに提出をいただければというふうに思います。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それを私のほうでまとめさせていただいて、政策推進室のほうに上げさせていただきます。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） では、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。期日は2月28日5時でございます。よろしく願いします。

続きまして、皆さんのお手元に資料があるかと思うのですが、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行うべき事由の発生についてということで、選挙管理委員会の委員長から議会のほうに、これは選挙管理委員の選挙でございますが、今上がっているものは裏面に委員4名、補充員4名が上がっております。これは当然本会議の中で決めさせていただくのですが、それを皆さんのほうにまずはお知らせというか、しておりますので、これを本会議の中で恐らく最終日になるかと思いますが、決めさせていただきたいと思っておりますので、何か異論があればお受けしますけれども、よろしいですよ。過去の例に倣って、そのようにやらせていただきます。たしか内藤議長のときに同じことがあったと思うのですが、よろしく願いします。

それでは、今の件、選挙管理委員会のことに関しては閉じさせていただきます。

続きまして、一部事務組合の議員についてでございます。皆さんご承知のとおり、30年度より消防議会と衛生議会が一緒になりまして、三芳町議会としては新しい議員の方を選出をして、これ5名というふうに来ております。たしか先月、1月の後半でしたよね、局長。消防から新しい、同じであれば同じということで、議員の方を選出していただきたいというふうに来ております。

これも同じく、恐らく最終日になるかと思いますが、皆さんのご理解いただければ指名推選ということで決めさせていただきたいというふうに思っております。それで皆さんご存じのとおり、議会の先例及び運営基準の中で、今回新しく設けさせていただいた第54で、まず私は外れると。以前は妨げないでしたけれども、今は議長は一部事務組合の議員にならないというふうになっています。そのほか会派の比例数で上げていくというふうになっております。その辺のご理解は皆さんあると思うのですが、よろしいですよ。

そうしますと、委員数が5名でございます。私が抜けますので、総議員数が14名、5割る14で0.357になります。それを今あるのは6人の会派、3人の会派、3人の会派、2人の会派……

〔「菊地議員が抜けている」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 私が入って14ですか。無所属の方が抜けて14です。失礼しました。

それで算出をしていきますと、端数に関しては四捨五入したものというふうになっていますので、6人会派が2人、3人会派が1人、3人会派が1人、2人会派が1人というふうに四捨五入するとなりますので…

〔「四捨五入じゃないですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） いや、ここに先例があって、僕はそれを読んでいるのですけれども。これは間違っていますか。

では、そこの部分を抜いたとして、計算としては2.14、1.07、1.07、0.71になりますので、基本的には端数を加味しても2人、1人、1人、1人になると思うのですけれども、それでよろしいですか、それは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それぞれ会派ごとにもうお決まりでいらっしゃるのでしょうか。決まっていますか。

それでは、済みません。みらいさんから。

〔「細谷、細田」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） お二人。

公明さん。

〔「小松」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

共産党さん。

〔「本名」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

輝さん。

〔「久保」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

以上の方は指名推選を閉会日のときにさせていただきたいと、そういうふうに進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

暫時休憩します。

（午後 3時01分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午後 3時01分）

---

○議長（抜井尚男君） では、もう一回名前を言います。

みらいさん、細田議員、細谷議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 続きまして、公明党さん、小松議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 続きまして、共産党さん、本名議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 続きまして、輝さん、久保議員。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 以上の5名です。よろしいですか。

それでは、以上のように3月定例会の最終日に指名推選ということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございますが、あとはよろしいですか。特にございませんか、先ほどもお伺いしましたけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局のほうにお返しをいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（井田和宏君） それでは、皆さん、長時間にわたって全員協議会ということでお疲れさまでございました。3月1日より3月定例会始まりますので、ぜひお体にはご留意いただいて、定例会を迎えていただきたいと思います。

本日は大変お疲れさまでございました。

（午後 3時02分）